

項目	該当	機能名称	機能要件	運用前	開発機能(要件)	備考	要件の考案方・理由	APPLIC課要件の届番号(取組)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
240	1.1.20.	1	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 なお、選択がある場合は送付後移行を取り込むこと。 <後期高齢者医療保険情報情報> ・前年中の納付額(特別徴収分) ・前年中の納付額(普通徴収分)	実装すべき	実装すべき		「現在の加入有無」は、問い合わせ対応の際に、関係部門との内線連絡などを目的とした項目であり、実装することにより住民サービスの上昇が一定程度見込める。ただし、基本的には加入条件が明確であり、問い合わせ頻度も多くないことが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
250		2	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 <後期高齢者医療保険情報情報> ・現在の加入有無	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		「現在の加入有無」は、問い合わせ対応の際に、関係部門との内線連絡などを目的とした項目であり、実装することにより住民サービスの上昇が一定程度見込める。ただし、基本的には加入条件が明確であり、問い合わせ頻度も多くないことが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
260	1.1.21.		後期高齢者医療保険情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)	実装すべき	実装すべき			【設置事項】 既課期日時点の資格を随時・手動で取り込む事を想定した機能なのか、他業務の最新データを取り込む事を前提とした条件なのかご指示ください。 個人住民税業務として、課課期日現在の資格情報を必要とするため、最新データを取り込む前提の機能要件の場合、実装すべき機能と考えております。 備考に「1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。」と記載があればより分かりやすいと考えています。	【要件の修正を検討】 要件の備考欄に「1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。」を追加します。	不要	—	
270	1.1.22.		障害者情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装すべき	実装すべき		1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。 1.1.2.で規定した情報の内、障害者情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。					
280	1.1.23.	1	障害者情報として以下の情報を取り込みできること。 <障害者情報情報> ・障害者情報 ・障害者手帳の種類 ・障害者手帳の等級 ※障害者情報には以下の2点も含む。 ・障害者控除認定書の情報及び障害者控除認定書の区分 ・障害者に準ずるものとして市町村長が認定を受けている者	実装すべき	実装すべき		1.1.2.の機能により、課課期日時点で必要な障害者情報を取得するものとしていることから、手帳交付年月日等の参考情報としての利用を主目的とする情報については、実装してもしなくても良い機能としている。					
290		2	障害者情報として以下の情報を取り込みできること。 <障害者情報情報> ・初回手帳交付年月日 ・手帳更新年月日 ・手帳再交付年月日 ・有効期間終了年月日	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		1.1.2.の機能により、課課期日時点で必要な障害者情報を取得するものとしていることから、手帳交付年月日等の参考情報としての利用を主目的とする情報については、実装してもしなくても良い機能としている。					
300	1.1.24.		障害者情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)	実装すべき	実装すべき			【設置事項】 既課期日時点の資格を随時・手動で取り込む事を想定した機能なのか、他業務の最新データを取り込む事を前提とした条件なのかご指示ください。 個人住民税業務として、課課期日現在の資格情報を必要とするため、最新データを取り込む前提の機能要件の場合、実装すべき機能と考えております。 備考に「1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。」と記載があればより分かりやすいと考えています。	【要件の修正を検討】 要件の備考欄に「1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。」を追加します。	不要	—	
310	1.1.25.	1	住在外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者又は前年課税の課税義務がある者(過期地課税者を含む)を引き継ぐかを選択できること。	実装すべき	実装すべき		住在外者で、転出届を提出済みで転入届未提出の者や普通徴収の者、事業所・家庭教師等に該当する場合の取り扱いについては、対象者の課課期日時点の状況を課税後に前年度の台帳に反映する運用や、前年度台帳に反映後に状況確認を実施のうえで転入届提出(台帳からの削除等)を実施する運用が想定され、団体の抽出(職員数や対象者数等)により、最適な運用が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。 なお、対象者の抽出は、前年度情報基からEUCでの抽出が可能であるため、選択して反映不要とする機能がなくても、対象者を確認して登録の削除の運用は可能と判断している。					
320		2	住在外者で、転出届を提出しているが転入届が未着の住外者として引き継ぐか選択できること。無効削除者を除くこと。住在外者で、普通徴収や事業所・家庭教師等に引き継ぐ対象外とするかを選択できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住在外者で、転出届を提出済みで転入届未提出の者や普通徴収の者、事業所・家庭教師等に該当する場合の取り扱いについては、対象者の課課期日時点の状況を課税後に前年度の台帳に反映する運用や、前年度台帳に反映後に状況確認を実施のうえで転入届提出(台帳からの削除等)を実施する運用が想定され、団体の抽出(職員数や対象者数等)により、最適な運用が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。 なお、対象者の抽出は、前年度情報基からEUCでの抽出が可能であるため、選択して反映不要とする機能がなくても、対象者を確認して登録の削除の運用は可能と判断している。					
330	1.1.26.	1	納税義務者の送付口座情報については、収納管理システムの口座情報を参照できること。	実装すべき	実装すべき		納税義務者の正確な口座情報の把握は、収納業務で実施するものであるため、課税業務では登録済みの情報を確認する機能を実装すべき機能とした。					
340		2	納税義務者の送付口座情報については、収納管理システムの口座情報を参照できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告書の記載を基にした登録や更新は収納業務の範囲と判断し、実装してもしなくても良い機能としている。			【機能要件を修正】 税目共通方針の反映時の修正誤りのため、以下の通り修正します。 <修正案> 納税義務者の送付口座情報については、収納管理システムの口座情報を管理(設定・保持・修正)できること。	不要	—
350	1.1.27.		課税資料の照送りや課税業務として課税対象者との照送りを行うため、前年中の死亡・転出・消滅者を含めて、基本情報を登録できること。	実装すべき	実装すべき		課課期日時点の住民ではない者の課税課税資料を収受した際に、他団体回送等の後続処理を実施するため、実装すべき機能としている。					
360	1.1.28.		既に課税情報の登録があるものについて削除の操作をした際に、注意喚起のアラートがあること。	実装すべき	実装すべき		課税漏れを防ぎ、正確な課税を実施するため、実装すべき機能としている。					
370	1.1.29.		課税対象者個人に対して、メモを管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		各種項目で管理しきれない情報や関連内容を記録するための、実装すべき機能としている。					
380	1.1.30.		資料番号に対する検索結果から個人を指定し、基本情報の修正、削除及び照会ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		課税課税資料の資料番号から個人を特定する際に利用する機能を想定しているが、必要性が業務状況により異なるものであるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
390	1.1.31.		社会保障・税番号制度対応を実施していること。 ・個人番号(マイナンバー)の管理 ・他団体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務 など	実装すべき	実装すべき		社会保障・税番号制度に対応するために必須となる機能であるため、実装すべき機能としている。					
400	1.1.32.		住在外情報として、課課期日現在住所及び課課期日住居地をそれぞれ管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		住在外情報として、課課期日現在の住所及び住居地を管理し、照会先団体を正確に把握するため、実装すべき機能としている。					
410	1.1.33.		情報提供ネットワークシステムを用いて、住在外課税者の障害者情報及び生活保護情報の照会が行えること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住居地の業務状況により、情報の取得可否が異なる場合があり、手作業での照会業務や本人等からの申告情報を基に情報を登録する業務も想定されることから、実装してもしなくても良い機能としている。					
420	1.1.34.	世帯管理	配偶者、被扶養者及び専従者等の関連付けを行い、世帯の管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		課税業務に必要な世帯情報を把握するための機能であり、住民記録情報の世帯とは別に、世帯外や住在外の被扶養者、配偶者についても管理する機能を実装すべき機能としている。					
430	1.1.35.		課税対象者情報として「性別・死別」を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告書類の照会に適切な手続きを案内するための参考情報としての利用を想定しているが、システムでの管理がなくても業務の実施は可能なため、実装してもしなくても良い機能としている。					
440	1.1.36.		被扶養者等の二重登録(被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること)ができること。 相互扶養の管理(設定・保持・修正)ができること。 被扶養者と専従者の二重登録ができること	実装すべき	実装すべき			【要件の一部緩和を検討・APPLICへのQA起票】 各社の実現性が低いため、以下のとおり要件を緩和します。 <実装すべき機能> 相互扶養の管理(設定・保持・修正)ができること。 被扶養者と専従者の二重登録ができること <実装してもしなくても良い機能> 被扶養者等の二重登録(被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること)ができること。 なお、APPLICへのQAを起票し、機能が実装されない場合、以下の様な運用などの様に実施するか、代替運用や代替運用の実現のために不足する機能がないかを確認します。 <想定する運用(町回答より整理)> ・世帯課税資料登録の段階では、重複チェックはせず、課税計算処理時にエラーリスト(世帯内の扶養人数エラー、世帯外、住在外扶養等について出力するもの)を確認する運用 ・同時に扶養を二重で登録しておき、調査後二重状態を解消(更正処理)する運用 ※代替運用として、扶養を削除したリストなどを出力し、扶養の調査をする運用を想定される場合は、対象者を任意のタイミングで出力できる必要があります(管理リストを増やさないため、前年度に併せて出力の処理の発生による対応は前提としていません。また、データの場合であっても出力したデータの誤削除等のリスクがあるため、任意のタイミング(調査前等)に出力できる必要があります)。 ・システムから被扶養者の照会(または完了データ)を出力する運用(照会対象者の抽出のため、重複している両者の納税義務者と被扶養者を保持する必要があります)。 ・被扶養者の否認をした納税義務者の所得控除の変更がある場合に非違事項連らく連のデータを出力する運用(対象者の抽出のため、一度申告情報のまま登録(二十歳登録)され、否認した事実の管理と否認することで所得控除が変わることを判断することが必要となる認識です。)		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 世帯管理機能において、改帳登録が大きいベンダが多数 <主なご意見> 被扶養者等の二重登録については対応していないため。	保留	
450	1.1.37.		世帯外被扶養者の情報を管理(設定・保持・修正)できること。 住在外被扶養者についても管理(設定・保持・修正)できること。 世帯外配偶者を管理(設定・保持・修正)する機能をもつこと(被扶養者でない者を含む)。	実装すべき	実装すべき							
460	1.1.38.		基本情報から、世帯情報が確認できること。	実装すべき	実装すべき		基本情報と同一画面に世帯情報が表示される、基本情報から世帯情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。					

項目	扶養	機能名称	機能概要	運用前	開発機能実装(候補)	備考	要件の考案方・理由	APPLICの取組計画の進捗(現状)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
470	1.1.39.		世帯情報から、個人の基本情報が確認できること。	実装すべき	実装すべき		世帯情報と同一画面に個人の基本情報が表示される、世帯情報から個人の基本情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。					
480	1.1.40.	1	被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているかの確認できること。	実装すべき	実装すべき		被扶養者の所得情報や被扶養者から見た扶養情報と同一画面に扶養者の情報(誰の被扶養者となっているかを確認できる情報)が表示される、扶養者の情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。 必須機能とは別に、制度上の取り扱いを明確にした画面遷移とすることで、事業担当者等の業務を円滑に実施することを目的とした機能であるが、当該業務での必要性については、事務の実施方法により異なることが想定されるため、実装しなくても良い機能としている。					
490		2	所得金額調整控除対象の扶養親族から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているかの確認できること。 また、専従者の所得情報や専従者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているか又は専従者は誰か確認できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い		必須機能とは別に、制度上の取り扱いを明確にした画面遷移とすることで、事業担当者等の業務を円滑に実施することを目的とした機能であるが、当該業務での必要性については、事務の実施方法により異なることが想定されるため、実装しなくても良い機能としている。					
500	1.1.41.		同一世帯内や世帯間相互の扶養重複を確認できること(扶養チェックは任意のタイミングで実施できること)。 <想定する重複判定のタイミング> ①扶養登録の際に既に被扶養者となっているかを判定(登録は可能) ②資料情報取り込み時の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定	実装すべき	実装すべき	当初課税時に、一時的に扶養重複となる状態を許容できるように、任意のタイミングでのチェック機能としている。		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 被扶養者等の二重登録については対応していないため。	【要件の緩和を検討】 1.1.39.の機能と併せ、「実装しなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に教えてください。	
510	1.1.42.		個別に扶養情報登録する場合、前年の扶養者情報から引き継いで(前年の扶養者情報から、任意の情報を選択して)登録できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い		扶養情報の個別登録が多い場合は必要性が高い機能だが、扶養情報登録を電子データ取込みを主体とする場合は、必要性は低くなる想定であるため、実装しなくても良い機能としている。					
520	1.1.43.		住民記録世帯とは別に税世帯を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき							
530	1.1.44.		世帯台帳を一括作成できること(世帯ごとの情報(前年の既読情報)一覧の台帳)	実装しなくても良い	実装しなくても良い		システムより出力した紐の世帯台帳を管理する運用を想定した機能だが、可能であれば帳票での管理はせず、ペーパレス化が望ましいため、実装しなくても良い機能としている。					
540	1.1.45.	物件情報管理	家屋敷・事業所課税対象者の物件情報(所在地、方書き、郵便番号及び電話番号)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		家屋敷・事業所課税対象者の物件情報を管理する必須機能であるため、実装すべき機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 納入実績として実装要望がなく、物件情報の管理については、過剰な要件であると思われるため。	【要件の緩和を検討・訂正案】 限定機能版については、「実装しなくても良い機能」とします。 ただし、団体規模に関わらず、メモ機能による管理の可否について確認します。特に不可とする場合は詳細な理由を提示し、要件の考え方の理由の記載の充実を図ります(各事業者が必要に感ずるため)。	必須	家屋敷・事業所課税対象者の物件情報について、メモ機能による管理の可否についてご教えてください。 不可とする場合は、その理由を具体的に教えてください。	
550	1.1.46.	事業所情報管理	事業所情報として、納入区分(特別徴収・普通徴収)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		課税業務に必要な事業所情報を把握するのに必須機能であるため、実装すべき機能としている。	【課税事項】 ・納入区分は事業所情報の区分以外にどのような用途で利用する項目でしょうか、各都道府県において、給与特徴の連携を行う中で、事業所の管理段階において納入区分として特徴事業所・普通事業所の管理を必須とすることに疑問を持ちましたので、質問させていただきます。 ・特徴事業所・普通事業所の判断については、給与支払報告書の提出実績や課税の精算、給与特徴となる人員が存在する事業所を特徴事業所と判断することで、区別はできると考えております。 そのため、「実装しなくても良い機能」と記載することを提案させていただきます	【要件の緩和を検討】 「実装しなくても良い機能」とします。	任意	忘記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に教えてください。	
560	1.1.47.	1	事業所情報には、基本情報を管理(設定・保持・修正)できること。 なお、特別徴収義務者指定番号は、自動付書の場合に、個別指定にも対応すること <基本情報> ・法人番号 ・事業所名(漢字・カナ・アルファベット・数字・ふりがな) ・連絡先 ・所在地 ・送付先 ・メールアドレス ・個人事業主・法人の区分 ・電子申告 ・返戻有無 ・休業区分 ・除籍区分(法人成・廃業・解散及び取消) ・除籍年月 ・異動入力日 ・特別徴収義務者指定番号 ・eLTAの納税者ID ・旧法人名 ・旧所在地及びメモ	実装すべき	実装すべき		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくても運用可能な項目について、 実装しなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 以下の項目は管理していない。 ・返戻有無 ・休業 ・除籍区分(法人成・廃業・解散及び取消) ・除籍年月 ・異動入力日 ・旧法人名 ・旧所在地及びメモ	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、一部の項目を「実装しなくても良い機能」とします。 <対象項目> ・返戻有無 ・休業 ・除籍区分(法人成・廃業・解散及び取消) ・除籍年月 ・異動入力日 ・旧法人名 ・旧所在地及びメモ	【訂正案】 左記のAPPLICご意見について確認のうえ、管理項目としての要否を見直します。	必須	除籍区分や除籍年月などの詳細情報についてまでシステム管理するのではなく、総括表等の作成の要・不要についてを事業所情報としてシステム管理できれば運用上問題ないかご教えてください。 また、不可とする場合は、その理由を具体的に教えてください。
570		2	事業所情報には、基本情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <基本情報> ・事業所名(「」等の記号) ・本店(所在地、方書き、郵便番号、電話番号) ・除籍区分(組合併) ・eLTAの利用者ID	実装しなくても良い	実装しなくても良い		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくても運用可能な項目について、 実装しなくても良い機能としている。					
580	1.1.48.		特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理(設定・保持・修正)できること。 <送付希望> 電子媒体での受取希望(eLTA出力)、早期発送希望、手渡し希望(同じ市役所関係の特別徴収など)、特別徴収税額決定通知の納税義務者用(3号別表)のみ希望	実装しなくても良い	実装しなくても良い		詳細な送付希望の管理は、事業者要望に対して、柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者数や団体の体制により、柔軟対応の可否や必要性が異なることが想定されるため、実装しなくても良い機能としている。					
590	1.1.49.		他税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報を一括又は個別に登録できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い		他税目で作成した事業所情報を個人住民税で利用したい場合を想定した機能であり、他税目の更新状況や管理項目により、機能の必要性が異なることから、実装しなくても良い機能としている。					
600	1.1.50.		事業所情報から送付先を確認できること。	実装すべき	実装すべき		事業所情報と同一画面に送付先情報が表示される、事業所情報から送付先情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。					
610	1.1.51.		eLTAからの利用履歴情報の連携が行えること。新規に登録が必要な事業所については、取り込んだ情報から登録できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い		単一の利用履歴で、複数の指定番号に対応する場合や利用履歴の内容から新規と判断される場合であっても業務は既に指定番号を取得済みの場合があるなど、取り込み場合に正確な管理が煩雑となる可能性があることから、実装しなくても良い機能としている。					
620	1.1.52.		eLTAでの利用履歴出力及び給与支払報告書を取り込み、前年度の特別徴収義務者情報の自動更新を行った場合は、更新した項目をリストに出力できること。	実装しなくても良い	実装しなくても良い							
630	1.1.53.	特別徴収義務者情報管理	事業所情報から特別徴収義務者情報を確認できること。	実装すべき	実装すべき		事業所情報と同一画面に特別徴収義務者情報が表示される、事業所情報から特別徴収義務者情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。 課税業務に必要な特別徴収義務者情報を把握するのに必須機能であるため、実装すべき機能としている。					

項目	該当	機能名称	機能概要	適用期	開発機能(稼働)	備考	要件の考案方・理由	APPLICの取組計画の項目番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
640	1.1.54	1	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理(設定・保持・修正)できること。 <基本情報> ・給与支払報告書の個人明細件数 ・メモ	実装すべき	実装すべき					任意		
650	2	2	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理(設定・保持・修正)できること。 <基本情報> ・電話番号(会社経理担当、税理士・会計士及び給与事務委託先) ・内線番号 ・担当係 ・会計事務所情報(名称及び電話番号) ・給与受領関係(受領年月日、提出市区町村数、受給者総人数及び報告書人員) ・特別徴収の指定・不指定 ・給与支払報告書形態区分(紙・電子媒体・eLTAX) ・市区町村内外区分 ・支払者区分(法人、白色個人、青色個人、年金支払者及び退職所得) ・各種サイン(私印納入票、納付書、催告状、税額決定書及び新年度削除) ・他年度分納の有無 ・給与支払報告書番号 ・納付書送付票否 ・税額通知(特別徴収義務者用)の送付形態(紙/電子) ・収納情報	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
660	1.1.55		特別徴収義務者ごとに納入期限を通知日の翌月ではなく、通知日の翌々月とするかの設定を管理(設定・保持・修正)できること。 当初期限、更正時に設定に応じて、納入開始月、変更開始月等を判断できること。 また、年度途中で設定変更が可能なこと。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
670	1.1.56		特別徴収義務者期に行う照会(住民登録地や扶養)状況の確認ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		照会に関する事業者からの相談等に対し、回答する際の参考情報としての利用を目的とした機能であるが、必ずしも参照が必要とは限らないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
680	1.1.57		当該年度の給与支払報告書の提出、特別徴収税額決定通知書の発送がある場合、特別徴収義務者情報を削除できないこと。	実装すべき	実装すべき							
690	1.1.58		給与支払報告書の個人明細の内訳件数(特別徴収・普通徴収(退職)・普通徴収(その他))を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 個人別明細の内訳件数を管理していません。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
700	1.1.59		個人別明細なしの給与支払報告書について、受付の有無を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 給与支払報告書の個人明細件数は管理していない。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
710	1.1.60		個人事業主について、特別徴収義務者情報と事業主個人の基本情報は分けて管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき							
720	1.1.61		特別徴収義務者情報と事業主個人の住民記録情報を関連付け、異動情報の分類(死亡、転居及び削除)を確認できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 異動情報の分類は保持していない。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
730	1.1.62	1	特別徴収義務者単位での設定情報(月額額及び特別徴収総額(年額))を確認できること。	実装すべき	実装すべき		退職分補償額の設定については、必ずしも参照が必要な情報ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
740	2	2	特別徴収義務者単位での設定情報(退職分補償額の設定額)を確認できること。 <設定情報> ・個人ごとの税額 ・特別徴収義務者の納入額 ・納入月ごとの設定額	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		退職分補償額の設定については、必ずしも参照が必要な情報ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
750	1.1.63		事業主ごとに特別徴収納入書や給与支払報告書(納付書)送付の要・不要、②eLTAX税額通知の正本・副本送付を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき							
760	1.1.64		eLTAX税額通知の正本・副本送付の設定及びeLTAX税額通知用のメールアドレスを給与支払報告書の情報に基づき管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき							
770	1.1.65		eLTAX利用者情報より納税者IDに基づく事業所の指定番号を特定し、一括又は個別に管理(設定・保持・修正)できること。 ※資料登録における事業所指定番号の特定、eLTAX税額通知の送付時に使用	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		eLTAX利用者情報を取り込み情報を更新する運用とeLTAX利用者情報を参照しながら事業所の指定番号の正誤を確認しつつ個別に登録する運用が想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
780	1.1.66		納期特例情報(適用、解除)、納期の特例の開始月、終了月を管理(設定・保持・修正)できること	実装すべき	実装すべき							
790	1.1.67		納期特例を承認した事業者に対して、納期特例承認通知書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		対象事業者数の違い等の団体の状況により、システムからの出力の必要性が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
800	1.1.68		納期特例を取り消した事業者に対して、納期特例取消通知書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		対象事業者数の違い等の団体の状況により、システムからの出力の必要性が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
810	1.1.69	1	特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <抽出条件> ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号(特別徴収税額通知に印字するための自動採番される事業所内個人の通し番号) ・受給者番号(事業所から提出される給与支払報告書等に記録されている受給者番号) ・月額額(登録されている月額額を、月を指定して抽出する) ・年税額 ・個人番号	実装すべき	実装すべき		特別徴収義務者からの問い合わせに柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者の問い合わせ状況により、柔軟な対応の可否や必要性が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
820	2	2	特別徴収義務者情報に基づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <抽出条件> ・異動年月日(パッチ処理日ごとに異動があった人の抽出が可能) ・異動事由 ・入力日(前戻指定可能) ・月次処理ごとの更新対象者	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		特別徴収義務者からの問い合わせに柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者の問い合わせ状況により、柔軟な対応の可否や必要性が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
830	1.1.70		特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を確認できること。 また、特別徴収義務者に基づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 <抽出条件> ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号(自動採番される事業所内個人の通し番号) ・受給者番号 ・月額額 ・年税額 ・個人番号	実装すべき	実装すべき		特別徴収義務者からの問い合わせに柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者の問い合わせ状況により、柔軟な対応の可否や必要性が異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
840	1.1.71	年金特別徴収義務者情報管理	年金特別徴収義務者の以下の情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <年金特別徴収義務者情報> ・年金特別徴収義務者名 ・eLTAX年金保険者コード ・基礎年金番号 ・法人番号 ・公的年金の種類	実装すべき	実装すべき		年金特別徴収義務者情報を管理する必須機能であるため、実装すべき機能としている。			任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能(要件)	備考	要件の考案方・理由	APPLICの機能群の番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答	
850	1.1.72.	1	遷及(予定)転出・遷及転入者管理	遷及(予定)転出・遷及転入者の情報を自動又は任意で抽出し、基本情報(既課期日現在の住所)として個別及び一括にて管理(設定・保持・修正)できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	実装すべき	実装すべき		住民記録情報に基づいた遷及異動(データ取込みによる一括処理を想定)及び個別に把握した遷及異動情報に対応するための個別の管理とすることは必須であるが、既に課税情報が登録されているものについては、職員が確認の上、対応することとして整理している。 氏名・続柄・世帯の情報については、本人からの申告等ではなく、住民記録情報を基に異動する場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。					
860		2	遷及で更新された氏名・続柄・世帯の情報を自動又は任意で抽出し、基本情報(既課期日現在の住所)として個別及び一括にて管理(設定・保持・修正)できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住民記録情報に基づいた遷及異動(データ取込みによる一括処理を想定)及び個別に把握した遷及異動情報に対応するための個別の管理とすることは必須であるが、既に課税情報が登録されているものについては、職員が確認の上、対応することとして整理している。 氏名・続柄・世帯の情報については、本人からの申告等ではなく、住民記録情報を基に異動する場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。						
870	1.1.73.		外国からの転入者について、出国から一年未満での入国であることを確認、抽出ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		-						
880	1.1.74.	1	納税承継人・納税管理人・納税管理人等管理	納税承継人、納税管理人、成年後見人、保佐人、補助人、相続人、相続人代表者及びその他の者を管理(設定・保持・修正)できること。 納税承継人等の設定は、既に登録されている宛名との紐付けを行うことができ、直接送付先を入力することも可能であること。	実装すべき	実装すべき	「納税承継人・納税管理人・成年後見人・保佐人・補助人・相続人・相続人代表者」以外の肩書きの場合は、「その他」を選択して、登録することを想定している。	納税承継人・納税管理人・成年後見人等の情報を正確に把握し、納税通知書の送付等を実施するために必要な機能を実装すべき機能としている。					
890		2	遺産管理人、代表者及び法定相続人を管理(設定・保持・修正)できること。 相続人及び相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合のみ入力可能とする機能	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		その他としての管理も可能であるが、団体により、個別項目として管理が必要な頻度で発生している場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。	その他としての管理も可能であるが、団体により、個別項目として管理が必要な頻度で発生している場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。					
900	1.1.75.		納税承継人等に紐づく、全ての納税義務者を確認できること。	実装すべき	実装すべき		-		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <ご意見> 個人住民税においては送付先登録のみで運用が可能と判断。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。		
910	1.1.76.		納税管理人等に送付する場合、宛先を「[納税管理人等肩書き][納税管理人等氏名] 様([課税対象者氏名] 様)」として印字できること。 ただし、肩書きにその他が選択されている場合は、「[納税管理人等肩書き] は印字されないよう制御できること。 (例)「納税管理人:山田太郎」、「課税対象者:山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「納税管理人 山田太郎 様(山田一郎 様分)」	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		納税管理人等が宛名の記載から、どの課税対象者分かを判断するための機能であり、住民等へのサービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
920	1.1.77.		相続人代表者届出や納税管理人届出書の依頼状況(だれに、いつ依頼したのか)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		依頼状況を確認したうえで、実際の届出状況の確認や届出のないもの抽出、同様の依頼を実施する他部門への状況の共有を想定した機能だが、直接課税業務に必須となる機能ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。						
930	1.1.78.		個人住民税の送付先(氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号及び設定理由)を管理(設定・保持・修正)できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。	実装すべき	実装すべき		各種通知書作成等に必要送付先情報の管理は、必須の機能として整理しています。						
940	1.1.79.		送付先が設定されている場合、宛先を「[送付先氏名] 様方([課税対象者氏名] 様)」として印字できること。 (例)「送付先氏名:山田太郎」、「課税対象者:山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「山田太郎 様(山田一郎 様分)」	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		送付先の受取人等が宛名の記載から、どの課税対象者分かを判断するための機能であり、住民等へのサービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
950	1.1.80.		特別徴収義務者の送付先に特別徴収に関する各種通知書の書類を送付する場合、宛先を「[送付先宛先] [送付先氏名] 様([特別徴収義務者] 様分)」と印字できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		送付先の受取人等が宛名の記載から、どの特別徴収義務者分かを判断するための機能であり、サービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
960	1.1.81.		送付先期間の管理 送付先を変更する期間(変更開始日及び変更終了日)を管理(設定・保持・修正)し、通知書等に反映できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		送付先の移転、移設、転居等の予定を把握可能な場合を想定した機能として、実装してもしなくても良い機能としている。						
970	1.2.	1	給与支払報告書(総括表)作成	一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)を送付対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・年度途中で異動届の提出などがあり特別徴収対象者がいる、前年度の1月から5月までは特別徴収=給与あり	実装すべき	実装すべき		給与支払報告書(総括表)を送付対象者の管理に必要な発送希望や送付設定の確認が必須となる抽出条件について、実装すべき機能としている。			必須	抽出条件を以下のとおり変更して問題がないかご回答ください。 また、変更が妥当でない場合は、具体的な判断理由(変更した場合の想定運用や想定運用が実現不可となる要因等)について、具体的にご回答ください。 <修正案> 以下の条件を指定し、給与支払報告書(総括表)を送付対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・給与支払対象の抽出時点で特別徴収対象者あり	
980		2	一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)を送付対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・前々年度退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所及び電子媒体での提出事業所 以外の前年度給与支払報告書提出事業所 ・給与支払報告書(個人別明細書)の出力希望 ・送付が必要ない対象事業所を任意で指定できる。 ・給与支払報告書(総括表)の発送希望	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		抽出日時点の総括表を送付対象者(送付設定の抜け漏れ)を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者が多い場合は効率化のために必要性は高いが、印字等の汎用抽出機能での運用も考えられるため、詳細な条件については、実装してもしなくても良い機能としている。	【留意事項】 総括表を送付対象者の抽出において、「前年度の1月から5月までは特別徴収=給与あり」が条件とされているが、総括表の作成は1月頃に行われることが多く、1月から5月までの判定では5月以降に特別徴収されている事業所が抽出対象とならない。そのため、「総括表を送付対象者の抽出時点で特別徴収対象者あり」と条件変更を行ったほうが良いと思われる。	【訂正】 左記のAPPLIC仕様事項について検討を実施します。				
990	1.2.2.		給与支払報告書(総括表)の発送情報(発送及び停止希望情報)を管理(設定・保持・修正)し、給与支払報告書(総括表)の作成処理に反映(停止希望のある事業者を作成対象から除外し、発送希望としたものは作成対象として処理)ができること。	実装すべき	実装すべき		特別徴収義務者の個別の発送希望に基づいた設定を原則とするが、一定の条件により一括で発送停止を入力する運用も想定され、この運用に対応するための機能を実装してもしなくても良い機能としている。						
1000	1.2.3.		給与支払報告書(個人別明細書)の出力希望(発送希望及び発送希望なし)を管理(設定・保持・修正)し、給与支払報告書(総括表)の作成処理に反映(発送希望としたものは作成対象とし、発送希望なしの事業者は作成対象から除外して処理)ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		個人別明細書をシステムから出力しているかについては、運用により異なるため、出力対象の管理機能についても実装してもしなくても良い機能としている。						
1010	1.2.4.	1	給与支払報告書(総括表)を一定の出力条件を指定し、作成できること。 <抽出条件> ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所 ・給与支払報告書(総括表)の発送希望 ・給与支払報告書(個人別明細書)の出力希望 ・送付が必要ない対象事業所を任意で指定できる。 ・給与支払報告書(総括表)の発送希望	実装すべき	実装すべき		当初課税対象者分の給与支払報告書の作成機能は必須であり、実装すべき機能としている。 データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる(自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等)と考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
1020		2	給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 <抽出条件> ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所 ・給与支払報告書(総括表)の発送希望 ・給与支払報告書(個人別明細書)の発送希望 ・期中に特別徴収切替届出書を提出し、新規で指定番号を採番(給与支払報告書の届出業務は無し)した事業所 ・前々年に給与の支払がなく給与支払報告書がないが、前年度(6月~12月)に特別徴収実績がある事業所	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる(自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等)と考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
1030	1.2.5.		給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を随時印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		印刷設定、住所登録の誤りや給与支払報告書(総括表)の汚損などへの対応の再印刷や印刷後修正を実施したもので給与支払報告書(総括表)送付までの期間で異動があった事業者等への対応を想定しているが、発生件数が多くないことが予想されるため、実装してもしなくても良い機能としている。						

項目	検査	機能名称	機能概要	運用前	開発機能実装(稼働)	備考	要件の考え方・理由	APPLICの機能群の番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答		
1.3. 申告書作成	1	1.3.1.	申告書送付対象抽出	以下の条件の要件を指定し、個人住民税申告書の送付対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・前年度情報(前年度個人住民税申告書提出有無)「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」 ・支援措置対象の設定有無 ・年齢 ・未申告者 ・廃止希望者 ・生活保護の有無 <申告書送付者からの除外条件> ・前年度・確定申告提出者 ・事業所課税対象者 ・住外課税者 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・死亡者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		抽出日時点の個人住民税申告書送付対象者(送付設定の届け入れ)を確認するために必要であり、チェック作業の効率化のために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能による運用も可能と考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。	【確認事項】 機要件No16の主な出力条件には実装すべき出力条件として記載されていますが、機要件No1.3.1には実装してもしなくても良い機能として記載されており、機要件と機能要件で不一致が発生しています。	【要件の修正を検討】 機要件に合わせて、機能要件を修正します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。		
		1.3.2.	1	申告書送付情報管理	個人住民税申告書の送付希望(発送及び停止希望情報)の管理(設定・保持・修正)ができ、一括で登録・削除ができること。また、前年の発送及び停止希望情報を引き継ぐこと。	実装すべき	実装すべき	不要な申告書の出力を防ぎ、効率的な帳票印刷を実現するため、個人住民税申告書の発送、発送停止の設定を管理する機能を実装すべき機能としている。 引継ぎ期間の設定は、年度ごとの設定の手間を省略し、効率的な運用を目的とするが、前年情報の引継ぎによる一括登録での対応でも運用は可能なため、実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 <主なご意見> 人口が少ない市区町村では発送希望の管理について弊社お客様から要望がなく実装すべき機能としての記載は不要であり適切な要件であると思われるため。	【要件の緩和を検討】 既定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。		
		2	個人住民税申告書の送付希望(発送及び停止希望情報)の引継ぎ期間(永年又は単年)の設定できること。 送付実績の編集及び管理(設定・保持・修正)ができること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		引継ぎ期間の設定は、年度ごとの設定の手間を省略し、効率的な運用を目的とするが、前年情報の引継ぎによる一括登録での対応でも運用は可能なため、実装してもしなくても良い機能としている。							
		1.3.3.	個人住民税申告書の送付希望(発送及び停止希望情報)に応じて、申告書の作成処理(発送希望者分は出力し、停止希望者分は出力しない制御)ができること。	実装すべき	実装すべき									
		1.3.4.	個人住民税申告書の送付希望者で、前年の家業・農業・不動産の収入がある対象者を抽出できること。 また、点字対象者を抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		抽出日時点の申告書送付希望者を確認するために必要な機能であるが、詳細な条件については、各団体での対象者数等の状況によるため、実装してもしなくても良い機能としている。		【確認事項】 送付物を点字とする対象者の認識ですが、その管理機能の記載がありません。 また、戻税固有の要件ではないため、共通要件として規定すべきと考えます。	【要件の緩和を検討】 共通要件での検討状況を確認しました。 共通要件では、要件化しておらず、メモや処理注意者の登録により管理し、EUC抽出による後発運用と整理しています。 共通の整理方針に合わせて、本要件は削除します。 なお、上記の運用については、既存の要件で可能と判断します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。		
		1.3.5.	税務署から受信する確定申告書の送付データを取り込み、「かな乱名」、「生年月日」条件に業種システムデータと合致し、同一人と判断できる分については、個人住民税申告書を出力しないよう制御できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		税務署から確定申告書を送付済みの対象者への重複を避けることで、申告書の枚数を削減することを目的とした機能であるが、税務署データの変換と申告書の印刷スケジュールが合わない場合でもその重複を避ける必要はないことも想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。							
		1.3.6.	税務署から受信する確定申告書の送付データを取り込み、同一人と判断できなかった対象、実条件に複数の個人が合致した場合の対象者を確認できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い									
		1.3.7.	1	申告書作成	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「前年度住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」の指定<詳細は前年度情報編の「申告書の送付」の項目を参照してください> ・支援措置対象の設定有無 ・年齢 ・未申告者 ・廃止希望者 ・生活保護の有無 <申告書送付者からの除外条件> ・前年度・確定申告提出者 ・事業所・家庭課税対象者 ・住外課税者 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・死亡者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	実装すべき	実装すべき		当初課税対象者分の個人住民税申告書の作成のために必要な機能について、実装すべき機能としています。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 <主なご意見> 以下の条件を指定できない。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「更正事由」「転入・出時期」の指定 <申告書送付者からの除外条件> ・未申告者 ・生活保護の有無 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	【要件の緩和を検討・訂正検討・APPLICへの対応】 以下の条件について、実装してもしなくても良い機能への変更が可能かを訂正検討します。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「更正事由」「転入・出時期」の指定 ・支援措置対象の設定有無 ・未申告者 ・生活保護の有無 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	保留	また、各社の現状の対応度が低いため、APPLICに対して実現性の高い抽出条件の確認を実施します。 <APPLICへの確認内容> 個人住民税申告書(紙・データ)を出力する際の実現性の高い抽出条件及び条件毎に設定した場合の想定運用についてご教示ください。 また、標準仕様書として記載した要件以外に妥当な要件があれば具体的な記載案をご教示ください。	
				2	個人住民税申告書(簡易申告書)を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「前年度住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」の指定 ・支援措置対象の設定有無 ・年齢 ・未申告者 ・廃止希望者 ・生活保護の有無 <申告書送付者からの除外条件> ・前年度・確定申告提出者 ・事業所・家庭課税対象者 ・住外課税者 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・死亡者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い			同上	【要件の緩和を検討・APPLICへの対応】 各社の現状の対応度が低いため、APPLICに対して実現性の高い抽出条件の確認を実施します。 <APPLICへの確認内容> 簡易申告書(紙・データ)を出力する際の実現性の高い抽出条件及び条件毎に設定した場合の想定運用についてご教示ください。 また、標準仕様書として記載した要件以外に妥当な要件があれば具体的な記載案をご教示ください。	保留		
		1.3.8.	事業所・家屋敷課税分の申告書を一定の出力条件(前年度情報、未申告者、発送希望者及び事業所・家屋敷課税の物件情報等)を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		事業所・家屋敷課税分の申告書を対象に送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。							
1.3.9.	申告案内文書(はがき含む)・個人住民税申告書を一定の出力条件(前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者及び生活保護の有無等)を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告書の送付とは別に申告の転送を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。									
1.3.10.	申告案内文書の送付希望(発送及び停止希望)は、通常の申告書の送付希望(発送及び停止希望)と分けて管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告書の送付とは別に申告の転送を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。									
1.3.11.	異なる課税方式に係る申告書の送付希望(発送及び停止希望)は、通常の申告書の送付希望(発送及び停止希望)と分けて管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		異なる課税方式に係る申告書を対象に送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。									
1.3.12.	事業所・家屋敷課税の申告の送付希望(発送及び停止希望)は、通常の申告書の送付希望(発送及び停止希望)と分けて管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告書の送付とは別に申告の転送を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。									
1.4. 申告情報等集約機能														
1180	1.4.1.	各種資料登録	課税資料について、電子データ(ハンチデータ及び申告支援システムデータ等)を取り込み、該当する個人(個人番号、カナ氏名・生年月日の設定位置で特記)及び事業者の基本情報と紐付けて、一括又は個別に管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		課税資料情報を各種基本情報と紐つけて管理する機能は、正確な課税を実現するために必須であり、実装すべき機能としている。	【確認事項】 個人番号で特定すると誤った記載が多いため個人に特定されるため、個人番号を優先的に登録することはいらないでほしいと複数の既存ユーザーから要望を受けています。	【WT検討】 課税資料と個人の特定条件について、WTで検討します。	必須	課税資料と個人との紐づけの条件を以下の優先順位として問題がないかご回答ください。 ・カナ氏名+生年月日>個人番号の優先順位で特定 また、上記の優先順位に妥当な条件があれば、妥当と判断される理由と合わせてご教示ください。			
1190	1.4.2.	電子データ(ハンチデータ及び申告支援システムデータ等)を取り込み、該当する個人、事業者の基本情報を一括更新した際、業務上、誤差・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき										
1200	1.4.3.	課税資料ごとにメモを設定、更新、参照ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		課税資料に対するメモの設定はサブシステムで実装している運用もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。								
1210	1.4.4.	給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)については、以下の情報を管理できること。 <給与支払報告書情報> ・給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の受付年月日 ・複数回提出(訂正給与支払報告書等)する事業所の提出日ごとの受付年月日 ・上記の受付年月日ごとの提出枚数 ・異動届出による異動年月日	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い										
1220	1.4.5.	課税対象者ごとに登録済みの資料を確認できること。	実装すべき	実装すべき										

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能(要件)	備考	要件の考え方・理由	API/DB/連携機能の追加等(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
1230	1.4.6.	1	申告支援システムから出力される全ての課税資料データについて、一括での取り込みができること。	実装すべき	実装すべき		税務システムでの取り込みは製品により実装有無がわかるため、取り込みデータも、資料情報・申告データ、扶養情報等と多岐にわたるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
1240		2	・申告支援システムから出力される全ての課税資料データ(被扶養者及び配偶者情報を含む)について、一括及び個別での取り込みを年間通して実施できること。 ・申告支援システムから年間通して課税情報となる合算データの取り込みが行えること。 ・申告支援システムから年間通して扶養情報の取り込みが行えること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		年間通しての取り込みは製品により実装有無がわかるため、取り込みデータも、資料情報、申告データ、扶養情報等と多岐にわたるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
1250	1.4.7.	確定申告書データ登録	確定申告書第一表、二表、三表及び四表の申告情報について、電子データ(パンチデータ、申告支援システムデータ及びU00データ等)を取り込み、一括更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		紙の確定申告書分やK8K分の第二表等のイメージデータをパンチ等により電子データ化した場合の取り込み機能であるため、実装すべき機能としています。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・確定申告書第一表について、取り込んでいない情報がある。 ・パンチデータの取込はしていない。 ・申告支援システムデータは取り込んでいない	【要件の緩和を検討】 既定機能については、確定申告書第四表の申告情報の電子データ取り込み、パンチデータ、申告支援システムデータの取り込みを実装してもしなくても良い機能とする。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1260	1.4.8.		専業主の提出した、確定申告書取込時に第二表記載の専従者を元にした専従者給与支払報告書扱い資料のイメージ化を行うこと。 また、イメージ化した情報を専従者へ紐付けできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		確定申告書の取込時に専従者情報を自動生成するだけでなく、イメージ化して管理し、その他課税資料との比較等の運用には必要となる機能であるが、全ての団体で、専従者情報の給与支払報告書イメージ化で対応しているものではないため、実装してもしなくても良い機能としている。	【監査事項】 ***** 疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。 ***** という記載(もしくはそのように受け取れる記載)があります。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外(課税資料イメージ管理システム)要件となりかねませんので、取込について、元の資料の電子データを管理すること、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 (疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみなので標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持つだけなので、要件がなくても取り扱いに支障ない認識。)	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データと課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1270	1.4.9.	専従者情報登録	申告書のデータから専従者情報(専従者の氏名、生年月日、籍地)、専従者給与収入及び(専業主)のみを抽出し、専従者の情報として自動更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		専業主の確定申告情報等から、専従者を把握し、個人の基本情報や世帯情報を確実に更新するための機能については、実装すべき機能としています。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 専従者情報の自動更新及び管理には対応していない。	【要件の緩和を検討】 既定機能については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1280	1.4.10.		関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき							
1290	1.4.11.		任意の条件を指定し、該当する申告情報(専従者情報の登録に必要な情報)の出力ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		自動での更新はせずに個別に更新する運用として必要となる機能であるが、全ての団体で実施している運用ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
1300	1.4.12.		専従者情報の自動更新ができなかった対象(専従者の特定不可)抽出し、関連する申告情報を出力できること。	実装すべき	実装すべき			【監査事項】 「専従者情報の自動更新」について、具体的な条件等を示していただきたい。「関連する申告情報」について、具体的に標準仕様書に記載して頂きたい。 自動更新するタイミング(当初、異動)や実施方法(一括、個別)は任意でいいので可。 「関連する申告情報」について、「内容」欄に記載いただいたものを具体的に仕様書にも記載いただければと思います。	【要件の修正を検討】 以下の通り修正します。 以下を記載します。 「専従者情報の自動更新」について、具体的な条件等を示していただきたい。「関連する申告情報」について、具体的に標準仕様書に記載して頂きたい。 自動更新するタイミング(当初、異動)や実施方法(一括、個別)は任意でいいので可。 「関連する申告情報」について、「内容」欄に記載いただいたものを具体的に仕様書にも記載いただければと思います。	必須	専従者情報の自動更新が必要となるタイミングについて回答ください <必要なタイミング> ①当初のみ ②当初及び例月(異動) ③例月(異動)のみ また、自動更新の実施方法について回答ください <実施方法> ①一括のみ ②個別のみ ③一括及び個別 ④一括または個別(実装に任せる)	
1310	1.4.13.		専従者の特定はなされているが同様の別資料がある対象者を抽出し、関連する申告情報を出力できること。また、対象者の抽出は、合算処理と併せて実施できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		既に給与支払報告書が提出されている専従者の給与情報については、合算処理の中で一時的に課税資料を自動的に無効にする運用と、該当者の資料情報を確認して個別に対応する運用があり、対象者数や担当部署の体制により適切な対応があるため、双方に対応できるように、実装してもしなくても良い機能としている。					
1320	1.4.14.		既に前回の給与支払報告書が提出されている場合は専業主の確定申告書から作成した専従給与支払報告書のデータを無効(非合算)とするかを選択できること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
1330	1.4.15.		自動更新された専従者給与支払報告書をもつ個人へ、給与支払報告書が提出された場合において、給与支払報告書の給与支払額の比較を行い提出給与支払報告書と専従者給与支払報告書が同一であると判定したもののについて取消処理を行うこと。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
1340	1.4.16.	1	電子データ給与支払報告書(光ディスク・磁気ディスク・eTAX)による申告情報を取り込み、一括更新、管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		電子データ給与支払報告書(光ディスク・磁気ディスク・eTAX)は、取込のデータ仕様も全国共通であり、利用も推進されているため、正確なデータ取り込みに必要な機能は、実装すべき機能としている。 OCR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用に機能により実装有無が異なるものがあるため、実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 (1.4.25、1.4.29に対するご意見) 電子給与・電子年報の一括更新機能については、1.4.16、1.4.27で改善されており、そこに補強も含まれることは明らかであるため、本要件は削除が妥当ではないかと考えます。 (補強機能についての専用機能が必要により解釈されるため) また、全ベンダの回答のうち、改修規模が大きいベンダが多数となっています。 <主なご意見> 補強機能の修正機能はありません。	【要件の緩和を検討/訂正】 左記のご意見を踏まえ、補強機能も管理対象とすることを記載します。 また、補強機能一括での修正の可否について訂正確認します。 一括で修正が必要な場合は、既に入力されている補強機能情報の取り扱いは確認し、本要件を削除します。	必須	データ取り込みによる補強機能一括修正の可否についてご回答ください(初回の一括での設定一巻修正ができれば修正は不要等)。 また、一括修正が必要な場合は登録済みの補強機能の情報どう処理すべきか(登録済みは削除し、修正分で上書き等)もご教示ください。	
1350	2		電子データ給与支払報告書(OCR・パンチ・申告支援システムデータ)による申告情報を取り込み、一括更新及び管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		OCR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用に機能により実装有無が異なるものがあるため、実装してもしなくても良い機能としている。	同上	同上	必須	同上	
1360	1.4.17.		eTAXによる申告情報の取込について、特別徴収をしない事業所についても電子で一括取込ができること。	実装すべき	実装すべき							
1370	1.4.18.		eTAXで提出された電子給与支払報告書のファイルを取り込み、給与支払報告情報の一括更新データを作成できること。 その際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新データのうちエラー及びアラートの対象データ項目の修正、取込不要(重複登録等)分の設定を自動でした後、給与支払報告を一括更新できること。 また、取込不要(重複登録等)分の設定をしたもののリストを出力できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 エラー修正は、一括更新の概念がない。	【要件の緩和を検討】 以下の通り修正します。 <修正後> eTAXで提出された電子給与支払報告書のファイルを取り込み、給与支払報告情報の一括更新データを作成できること。 その際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新データのうちエラー及びアラートの対象データ項目を修正し、給与支払報告情報を更新できること。 また、取込不要と修正したもののリストを出力できること。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1380	1.4.19.		eTAX給与支払報告書データの指定番号がブランクだった場合、納税者IDや法人番号等から事業所を特定し、税務システムで登録済みの特別徴収義務者指定番号があれば、自動で紐づけができること。	実装すべき	実装すべき							
1390	1.4.20.		給与支払報告書は紐づいた事業所ごとに管理(設定・保持・修正)することができ、特定の指定番号を指定し、一括して別の指定番号に資料を付け替えることができること。	実装すべき	実装すべき							
1400	1.4.21.		電子データ給与支払報告書(OCR・パンチ・申告支援システムデータ)による申告情報を取り込んだ事業所の内、総括表の発注希望が実装停止で登録されているものを抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
1410	1.4.22.		電子(eTAX・媒体)で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 抽出の対応も可とする。 <抽出条件> ・「乙種」の設定 ・「普通徴収区分」の設定 ・「納税額」の任意の文言(特別徴収/国外/海外/非居住/出国/内税/普通徴収/追徴目) ・「国外住所表示」の設定 ・「集約免除」の設定 ・「賦課区分」の設定	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
1420	1.4.23.		電子データ給与支払報告書は、給与支払報告書の個人別明細書だけでなく、総括表データも申告情報として取り込めること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		個人別明細書だけでなく、総括表を参照しながら内容確認を実施する運用も考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
1430	1.4.24.		電子データ給与支払報告書は、納入重要・不要情報を事業所の情報として取り込めること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		納入重要の情報は、給与支払報告書(総括表)に含まれる情報であるため、上記機能と合わせ、取り込みは、実装してもしなくても良い機能としている。					
1440	1.4.25.		補強機能についても一括更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 電子給与・電子年報の一括更新機能については、1.4.16、1.4.27で改善されており、そこに補強も含まれることは明らかであるため、本要件は削除が妥当ではないかと考えます。 (補強機能についての専用機能が必要により解釈されるため)	【要件の緩和を検討】 左記のご意見を踏まえ、1.4.16、1.4.27に補強機能も対象とすることを追記し、本要件を削除します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1450	1.4.26.		取り込んだ電子データ給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の疑似イメージを生成し、参照及び削除ができること。 作成した疑似イメージは出力ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		電子データを補強の課税原簿と同様の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。	【監査事項】 ***** 疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。 ***** という記載(もしくはそのように受け取れる記載)があります。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外(課税資料イメージ管理システム)要件となりかねませんので、取込について、元の資料の電子データを管理すること、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 (疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみなので標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持つだけなので、要件がなくても取り扱いに支障ない認識。)	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データと課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	

項目	区分	機能名称	機能概要		備考	要件の考え方・理由	API/DB/画面/印刷/ファイル管理 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
			機能要件	備考							
1460	1.4.27.	1	電子データ年報登録	電子データの年報等支払報告書(先ディスク・磁気ディスク・eTAX)による申告情報を取り込み、一括更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき	電子データの年報等支払報告書(先ディスク・磁気ディスク・eTAX)は、取込のデータ仕様も全面共通であり、利用もされているため、正確なデータ取り込みに必要な機能。実装すべき機能としている。 旧システム(旧システム)から申告情報システムデータの取込みは、団体の運用に機能のより要否が異なるもののため、実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 1.4.25、1.4.29に対するご意見)電子給報・電子年報の一括更新機能については、1.4.16、1.4.27で定義されており、そこに機能も含まれることは明らかであるため、本要件は削除が必要ないと考えます。 また、全ペンドの回答のうち、改修規模が大きいペンドが多数あること。公的年金等支払報告書の摘要欄は管理していません。	【要件の緩和を検討・訂正】 左記のご意見を踏まえ、公的年金等支払報告書の摘要欄の管理の要否を確認します。摘要欄が必要な場合は、摘要欄も管理の対象とすることを追記します。ただし、要件の必要性(実装すべきとするか、実装しなくても良いとするか)はご回答から業務上の必要性を踏まえて判断します。	必須	公的年金等支払報告書の摘要欄の管理の要否についてご回答ください。 また、必要とされる場合は、公的年金等支払報告書の摘要欄に追加される情報として何を提供されているか、業務上どの様に利用しているかご回答ください。
1470		2		電子データの年報等支払報告書(OOR・パンチ・申告支援システムデータ)による申告情報を取り込み、一括更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	OOR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体の運用に機能のより要否が異なるものであるため、実装してもしなくても良い機能としている。	同上	同上	必須	同上
1480	1.4.28.			eTAXで提出された電子データの年報等支払報告書のファイルを取り込み、給与支払報告書の一括更新データを作成できること。 その際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新データのうちエラー及びアラートの対象データ項目の修正、取込不要(重複登録等)分の設定を手動でした後、公的年金等支払報告書情報を一括更新できること。 また、取込不要(重複登録等)分の設定をしたもののリストを出力できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ペンドの回答において、改修規模が大きいペンドが多数あること。また、取込不要(重複登録等)分の設定をしたもののリストを出力できること。 エラー修正は、一括更新の概念がない。	【要件の緩和を検討】 以下の通り修正します。 ＜修正後＞ eTAXで提出された電子データの年報等支払報告書のファイルを取り込み、年報等支払報告書の一括更新データを作成できること。 その際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新データのうちエラー及びアラートの対象データ項目を修正し、公的年金等支払報告書情報を更新できること。 また、取込不要と修正したもののリストを出力できること。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
1490	1.4.29.			公的年金等支払報告書の摘要欄についても、一括更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 電子給報・電子年報の一括更新機能については、1.4.16、1.4.27で定義されており、そこに機能も含まれることは明らかであるため、本要件は削除が必要ないと考えます。 【摘要欄についての専用機能が必要ないように解釈されるため】	【要件の緩和を検討】 左記のご意見を踏まえ、1.4.16、1.4.27に機能も対象とすることを追記し、本要件を削除します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
1500	1.4.30.			取り込んだ電子データの年報等支払報告書の疑似イメージを生成し、管理(設定・保持・修正)ができること。 作成した疑似イメージは出力ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	【疑義事項】 疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外(課税資料イメージ管理システム)要件となりかねませんので、表題について、元の資料の電子データを管理することと、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 【疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみで標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持っているだけなので、要件がなくても取り扱いに支障ない認識。】	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1510	1.4.31.		国税連携	最初、納月、過半分のXMLデータ、CSVデータ(決算書データ及び法定調書等も)を疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)し、システムへの取り込み等の任意の条件を指定し、出力することができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	電子データを標準の課税原簿と同等の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。	【疑義事項】 疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外(課税資料イメージ管理システム)要件となりかねませんので、表題について、元の資料の電子データを管理することと、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 【疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみで標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持っているだけなので、要件がなくても取り扱いに支障ない認識。】	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
1520	1.4.32.			印刷の際、「紙で印刷」「PDF化」が選択でき、そのほか「全表印刷」「第一～二表のみ印刷」「第二表のみ印刷」が選択できること。また、印刷の際に確定申告書の種別(訂正・削除・変更)が分かるような文言が入ること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い					
1530	1.4.33.	1	国税連携(eTAX連携)	eTAXと連携して国税連携データ(e-Tax及びKSKの第一～四表)を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき	eTAX経由の申告データを取り込むための機能について、実装すべき機能としている。 e-Taxの添付資料データについては、団体の規模により要否が異なるものであるため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1540		2		eTAXと連携して国税連携データ(e-Taxの添付資料データ)を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	e-Taxの添付資料データについては、団体の規模により要否が異なるものであるため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1550	1.4.34.			当初課税計算においてもデータ取込み及び情報の反映・一括更新及びエラー抽出が行えること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	当初課税計算後もデータ取込みによる一括更新とすることで、事務量の軽減が期待できるが、団体により対象データの多寡が異なり効果が低い可能性もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1560	1.4.35.			確定申告書の第一～四表のOORデータ、パンチデータの取り込みができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	税務署でOOR処理していない第二表等については、国税連携システムのオプションサービスを購入してOORデータを作成する場合や各団体前年までのすべての種類の申告書をOOR処理する場合、国税連携データはすべて印刷処理しパンチデータ化する場合など、団体により対応が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1570	1.4.36.			KSK第一表データを取り込んだ後にKSK第二表データを税務システムに取り込んだ場合は、双方のデータの結びつきが可能なおこと。 また、すでに結びついたら、KSK第一表、第二表のデータも取り込めること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い					
1580	1.4.37.			KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ※KSKデータの取込日は、個別に指定もできること。 ・有効・無効の判断において、KSKは、「年分、届出番号、整理番号、台帳番号」、e-Taxは、「年分、届出番号、利用者識別番号、受付番号」が一致するデータはセットで判断する。 ・KSK削除とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」又は「e-Tax連携不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。 データの取込日が最新のデータが「e-Tax連携不可の取消データ」の場合は、そのデータとセットとなっているe-Taxを有効とする。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1590	1.4.38.			国税連携(KSK分)データに含まれる納税番号(取扱番管理番号・届出番号・受付番号・台帳番号・異動日)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	納税番号のシステム管理の要否が団体により異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1600	1.4.39.			連絡不可(取消)データの受付番号と取込済みの確定申告書の受付番号でマッチングができ、処理結果を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		【疑義事項】 1.4.37と重複する内容ではないでしょうか。 機能要件1.4.39の「備考」や「要件の考え方・理由」に記載が無かったことから、マッチング機能に関する要件が1.4.37と1.4.39の両方に定義されていると認識したため質問させていただきました。 要件をより分かりやすくするため、機能要件1.4.39の「要件の考え方・理由」に「1.4.37の要件でデータの無効(非合算とする)の判断した結果出力する要件として定めたもの」等を記載することを提案させていただきます。	【要件の修正を検討】 要件の考え方・理由に「1.4.37の要件でデータの無効(非合算とする)の判断した結果出力する要件として定めたもの」を追記します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
1610	1.4.40.			eTAXと連携して特別徴収対象者情報(OO通知)を取り込み、一括管理(設定・保持・修正)できること。 また、年金特別徴収決定処理時に、徴収期間中に年金特別徴収中止者となった者についても、新年度の年金特別徴収対象とできること。	実装すべき	実装すべき	eTAX経由の電子データを取り込むための機能について、実装すべき機能としている。				
1620	1.4.41.		他団体回送情報登録(国税連携)	他団体から国税連携システムで回送されたデータの取り込みができること。	実装すべき	実装すべき	他団体から回送された国税連携データを取り込み、課税資料として活用するための機能について、実装すべき機能としている。				
1630	1.4.42.			経務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の形式で出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	印刷した帳票を用いた内容確認等を実施する場合に必要な機能だが、全ての団体で帳票出力を必要とするわけではないため、実装してもしなくても良い機能としている。				
1640	1.4.43.			経務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の形式で疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき	【疑義事項】 疑似イメージ化して管理(設定・保持・修正)できること。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外(課税資料イメージ管理システム)要件となりかねませんので、表題について、元の資料の電子データを管理することと、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 【疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみで標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持っているだけなので、要件がなくても取り扱いに支障ない認識。】	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	

項目	検査	機能名称	機能概要	運用前	開発機能表(要件)	備考	要件の考案方・理由	APPLIO開発要件の届番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
1650	1.4.44.	申告特例情報登録	電子データ申告特例 (eL/A・ハンテ) による申告情報を取り込み、一括更新及び管理 (設定・保持・修正) ができること。 取り込んだ電子データ申告特例の疑似イメージ生成し、管理 (設定・保持・修正) ができること。 また、作成した疑似イメージは出力ができること。	実装すべき	実装すべき		申告特例に係る電子データの取り込みに必要な機能を実装すべき機能としている。					
1660	1.4.45.			実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 疑似イメージ化して管理 (設定・保持・修正) ができること。 ***** 疑似イメージ化して管理 (設定・保持・修正) ができること。 ***** という記載 (もしくはそのように受け取れる記載) があります。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外 (課税資料イメージ管理システム) 要件となりかねませんので、表題について、元の資料の電子データを管理することと、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 【疑義事項】 疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみでの標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持っているため、要件がなくても取り扱いは支障ない認識。	【要件の修正を検討】 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成 (システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示) とその印刷を目的としており (本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り)、イメージデータの管理 (画像データの保持、修正等) は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
1670	1.4.46.		他団体からの申告特例通知 (eL/Aデータ) を取り込み、一括更新及び管理 (設定・保持・修正) ができること。	実装すべき	実装すべき							
1680	1.4.47.		申告特例通知を受理した対象者について、必要に応じて、特例対象外となる者については、自動的に一括して否認するとともに、対象者のリストを出力できること。また、寄付先、寄付金額及び否認理由等を記載した通知を出力できること。	実装すべき	実装すべき		寄付先が6か所以上で否認した場合、確定申告がされた場合などに必要					
1690	1.4.48.	登録情報アラート修正、削除	各種資料情報の登録の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。					
1700	1.4.49.		取り込んだデータが属した個人と紐づいていないかの確認 (生年月日、氏名が同じ人物が複数いる場合等の対象者の確認) のためのリストが出力できること。	実装すべき	実装すべき		システムの仕様としては問題なく処理されているが、属した個人と課税資料が紐づけられている可能性があるものを抽出するためのリスト出力機能であり、多くの団体に必要となることから実装すべき機能としている。					
1710	1.4.50.		申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署調査要否及び税務署調査内容等の管理 (設定・保持・修正) ができること。	実装すべき	実装すべき		申告情報に対して、修正した内容や修正のための調査の要否、調査が必要内容の管理といった、業務上必須となる情報の管理機能として、実装すべき機能としている。					
1720	1.4.51.		税務署調査が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署調査内容の確認が可能なりリスト (帳票) の出力ができること。設定完了や調査中フラグを実施し、調査状況の管理やリストへの出力制御を可能にすること。	実装すべき	実装すべき		上記機能で管理している税務署調査対象の調査状況の把握、調査実施時の対象者の把握のために必要な機能であることから、実装すべき機能としている。					
1730	1.4.52.		取り込んだ資料データの内、個人又は事業者との紐づけができなかった対象分のデータもシステムで保持し、資料データの検索、指定した資料データの個別のエラー修正、他団体回送又は住居外課税の対象としての設定ができること。	実装すべき	実装すべき							
1740	1.4.53.	資料取込み	課税資料の資料番号 (課税資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号。資料番号は、資料の取り込み時に連番で付番されること) の自動付番ができること。また、課税資料の資料番号を個別に管理 (設定・保持・修正) (自動付番した資料番号を含む) もできること。	実装すべき	実装すべき		課税資料と対応する個人を正確に紐づけて管理するため、課税資料番号の管理に係る機能は必須機能としている。					
1750	1.4.54.		サブシステムで付番した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		サブシステムの利用は、団体に実装が異なるため実装してもなくても良い機能としている。					
1760	1.4.55.		電子データ (ハンテデータ等) の再取込みができること。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 ※以下についてAPPLIO確認のため回答受領後に修正予定 再度取込みについて、どのような状況を想定した機能となるでしょうか。同じ情報の課税資料を複数取り込む必要はないため、可能な限り重複取込みを検知してシステムへの取込みを判断すべきだと考えています。	【要件の緩和を検討】 取込データの全体に修正が必要な状況 (取込ファイルの資料番号の付番誤り等) を想定しています。 本機能がなくても、上記の状況に対応できるという理解になるでしょうか。また、上記の想定に対応するにあたり、要件を修正すべきであれば具体的な修正案をご提示ください。	保留		
1770	1.4.56.		新年度の受給者番号を個別に修正できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		受給者番号を振りなおす事業者があることを想定した機能であり、該当事業者がない場合は必要性は低いため、実装してもなくても良い機能としている。					
1780	1.4.57.		県庁や警察・市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の給与支払報告書について、新年度の受給者番号の取り込み (前年度とは異なる受給者番号の紐づけ) ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		年度切り替えに伴う大規模な人事異動に合わせ、受給者番号を振りなおす事業者があることを想定した機能だが、事業者要望がなければ必要性はないため、実装してもなくても良い機能としている。					
1790	1.4.58.		給与収入金額及び所得金額調整控除により給与所得を自動算出できること。	実装すべき	実装すべき							
1800	1.4.59.		年金収入金額及び年金以外の合計所得により年金雑所得を自動算出できること。	実装すべき	実装すべき							
1810	1.4.60.	他団体回送	他団体回送用に、回送対象として回送先団体名又は納税義務者住居地等を設定できること。住民基本台帳に転出入の履歴がある場合はその情報をもとに各種資料登録時に一括で回送先を設定できること。	実装すべき	実装すべき		他団体回送が必要な対象の情報を基に回送業務を実施するための機能について、必須機能としている。	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 納入実績として他団体回送の管理の実装要望がなく、過剰な要件であると思われるため。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
1820	1.4.61.		国税連携システムで回送可能なデータ形式で個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 納入実績として他団体回送の管理の実装要望がなく、過剰な要件であると思われるため。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
1830	1.4.62.	1	他団体への回送用データとして給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、帳票形式のCSVレアウトを個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力できること。また、確定申告書について回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報 (年分、届書番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号及び連携データ作成年月日等) を出力できること。 登録された電子データ給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの疑似イメージも個別の出力及び回送先の団体ごと一括で回送できること。	実装すべき	実装すべき		イメージデータの回送処理を税務システムで実施しているとはならないため、実装してもなくても良い機能としている。	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 納入実績として他団体回送の管理の実装要望がなく、過剰な要件であると思われるため。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
1840	2			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い			【疑義事項】 ①「疑義事項」 【他団体回送の給付税務省レアウトのデータを、他市町村へ送信できるeL/A等のインターフェイスは無いと認識していますが、いかがでしょうか。】 【疑似イメージの一括送信】について、現在はデータサイズの制限ありと認識していますが、制限がなくなるということでしょうか。 ②「疑義事項」 ***** 疑似イメージ化して管理 (設定・保持・修正) ができること。 ***** という記載 (もしくはそのように受け取れる記載) があります。 疑似イメージ化した画像データを管理すると、標準化範囲外 (課税資料イメージ管理システム) 要件となりかねませんので、表題について、元の資料の電子データを管理することと、疑似イメージ化できることを分けて記載していただきたい。 【疑義事項】 疑似イメージ化や印刷機能のみであればデータ管理のみでの標準化対象の認識、イメージの管理ができるシステムは標準化範囲外機能を持っているため、要件がなくても取り扱いは支障ない認識。	<APPLIO疑義事項への対応> ①「要件を修正します」 回送先の団体ごと一括で回送できることの記載を「回送先の団体ごと一括で出力できること」に表現を見直しします。 ②「要件の修正を検討」 備考欄に以下を記載します。 イメージ化については、疑似イメージの作成 (システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示) とその印刷を目的としており (本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り)、イメージデータの管理 (画像データの保持、修正等) は本機能の範囲外とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
1850	1.4.63.		投入資料が他団体回送に該当する場合、「回送先」、「送付文書」、「送付資料」及び「事業所送達」が個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力 (帳票) できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		原則は、電子での対応とするため帳票出力の機能は、実装してもなくても良い機能としている。					
1860	1.4.64.		資料回送の回送情報 (回送履歴・回送有無・回送日) の管理 (設定・保持・修正) ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		回送先からの問い合わせ対応等を想定した機能であるが、問い合わせの有無が団体により異なることや、回送処理を実施しているシステムを参照する方法も可能であることから、実装してもなくても良い機能としている。					
2	2. 異動・異動処理											
1870	2.1.1.	合算処理	各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分 (特別徴収・普通徴収・併用徴収) の設定ができること。 また、任意で合算処理結果の修正及び削除ができること。 自動合算後、個別の合算処理も行えること。	実装すべき	実装すべき		税額計算等のための必須の名寄せした資料の合算処理及び合算の順に対応を必須とする条件等について、実装すべき機能としている。					
1880	2.1.2.		一括及び個別にかかわらず複数回の合算処理ができること。	実装すべき	実装すべき							
1890	2.1.3.		個別資料のエラーチェック処理後のみを対象に再合算処理ができること。また、エラーチェック中の個別資料を抽出できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		資料集票でのチェックは、資料取り込みに合わせての実施も想定しており、資料集票まで修正対応ができない状況となるかは、団体の体制や業務スケジュールにより異なるため実装してもなくても良い機能としている。					
1900	2.1.4.		給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のみ先行して戻課資料の合算ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		合算処理の順については、団体の体制や業務スケジュールにより異なるため実装してもなくても良い機能としている。					
1910	2.1.5.		所得控除の記入を省略した確定申告書に年末調整済みの給与支払報告書から所得控除の内容 (第一直の控除額・第二直の各種支払額や扶養の情報・本人区分区分等。ただし住宅借入金等特別控除は含まない) が反映できること。	実装すべき	実装すべき							
1920	2.1.6.		専従者給与、申告特例制度、配当割額及び株式等譲渡所得割額における控除額等についても自動合算処理ができること。	実装すべき	実装すべき							
1930	2.1.7.		合算処理時に、課前として以下の順により、処理ができること。 なお、①②の優先順位については、導入時に選択できること。 <優先順位> ①個人住民税申告 ②確定申告 ③年末調整済給与支払報告書 ④年末調整済給与支払報告書及び公的年金等支払報告書	実装すべき	実装すべき							

項目	区分	機能名称	機能概要		備考	要件の考え方・理由	APPLICの機能記述の箇番号 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
			機能要件	運用前							
1940	2.1.8.		任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。	実装すべき	実装すべき				任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
1950	2.1.9.		所得税と異なる課税方式の選択した住居税申告書について、配当所得及び株式等課税所得の課税方式に関する判定が行えること。その場合住民税の定率課税損失を保持できること。	実装すべき	実装すべき				保留		
1960	2.1.10.		課税資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。重複資料等について課税資料毎に非合算とする設定ができること。	実装すべき	実装すべき				保留		
1970	2.1.11.		確定申告書について送付・高額申告の判定を行い、判定されたものについては所得控除内訳を合算結果に反映させること。その際に、給与支払報告書については主従判定も合わせて行い、主と判定された給与支払報告書の所得控除内訳を反映させること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	控除額の合計額が主給与支払報告書と一致したものについては、主給与支払報告書判定された給与支払報告書の控除内訳を反映させることにより合算結果を正確に訂正入力と確認作業の軽減が期待できるが、該当する確定申告書を確認のうえ個別に訂正等を実施する運用も考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
1980	2.1.12.		併用徴収データの自動作成ができること。	実装すべき	実装すべき						
1990	2.1.13.		自動合算の結果を併用修正(徴収区分を特別徴収、普通徴収又は併用徴収に変更)できること。	実装すべき	実装すべき						
2000	2.1.14.		主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給与支払報告書が別の事業所から提出されている場合、同額給与支払報告書の収入額を無効(非合算)とすること	実装すべき	実装すべき				必須	主たる給与と同額給与支払報告書の収入額を無効(非合算)とする際の判断条件に、源泉徴収額や社会保険料控除も考慮すべきか、ご回答ください。	
2010	2.1.15.		合算後、追加資料を入力した際又は合算済資料を取り消した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。	実装すべき	実装すべき						
2020	2.1.16.	合算アラートチェック	合算処理の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき	正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。					
2030	2.1.17.		主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給与支払報告書が同一事業所から出ている対象者を抽出できること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	業務上補正が必要な対象の抽出機能であるが、団体により対象の補正から調査等の必要な作業を実施できる体制であるか異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2040	2.1.18.		主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と、別の複数事業所から提出されている給与支払報告書の給与の合計が同額の理由(前職が複数である場合を想定)、複数事業所の収入額を無効(非合算)とすること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	合算処理にかかる自動判定の条件であるが、本条件により自動で非合算とはせず、資料内容を確認している運用もあることから、実装してもしなくても良い機能としている。					
2050	2.1.19.		課税資料のうち、住民番号が不明な申告情報は、未処理分、保留(処理したが調査に時間がかかるもの(少額の給与支払報告書等)及び放棄(海外へ転居するなど調査の必要のないもの)に区分して管理(設定・保持・修正)できること。なお、保留については、複数の理由を設定でき、理由ごとに管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき				任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2060	2.1.20.		住民番号が不明な申告情報で、保留及び放棄とした対象は、合算処理及び税額計算処理の対象外とできること。	実装すべき	実装すべき				任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2070	2.1.21.	合算エラー修正	システム外で作成したデータを取り込むことで、事前に設定した条件一括で、エラー・アラートを一括修正する等の効率化修正が可能であること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	当初課税時期において、団体規模によっては、短期間で大量の課税処理を実施する必要があり、効率的な事務運用を実現必須である。本機能は以下の様な効率的な運用を実現するための機能を求めるものである(以下の機能は例外であり、記載のとおりに実装を要するものではない)。①エラー・アラートリスト(データ)に記号を付記し、システムに取り込むことで、記号ごとに定められた修正処理を実行する(記号別、0〜複数ある給与支払報告書の合算処理において定し込み可能な場合/0〜複数ある給与支払報告書の合算処理において定し込み可能な場合/0=システムによる合算判定を直接修正する場合/記号なし=システム画面より個別に修正)②導入時にエラー・アラートの条件を指定し、指定したエラー・アラートに対して一括修正の条件を設定する③エラー・アラートリスト(データ)を基に修正内容を付記したパンチデータを作成し、データ取り込みによる一括修正を実施			任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2080	2.1.22.	1	徴収区分(特別徴収(給与・年金)、普通徴収及び併用徴収)について、徴収希望に基づき自動的に設定できること。	実装すべき	実装すべき	合算処理において徴収区分を自動判定する機能であり、実装すべき機能としている。					
2090	2	徴収区分(特別徴収(給与・年金)、普通徴収及び併用徴収)について、前年度の給与所得以外の所得の徴収方法に基づき自動的に設定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	前年度の給与所得以外の所得の徴収方法を判定条件に含めることで、納税者からの問合せやトラブルが減少することが想定されるが、原則は本人からの申告情報に基づき、実装してもしなくても良い機能としている。						
2100	2.1.23.	税額計算(税額決定)	税額計算(前割計算、併用徴収差額計算、年金特別徴収税額計算及び通欄所に係る所得割額の計算(退職所得と勤続年数から算定)を含む)ができること。計算結果を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき	正確な税額計算に必要な機能については、実装すべき機能としている。					
2110	2.1.24.		標準税率とは異なる税率を任意に設定できること。	実装すべき	実装すべき	超過税率を実施している場合などに必要とする機能					
2120	2.1.25.		税額計算の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき	正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。					
2130	2.1.26.		分離課税の対象となる所得を有する者に係る所得控除の適用順序について、納税者が所得税の確定申告等において適用した順序で住民税の計算ができること。	実装すべき	実装すべき				任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2140	2.1.27.		前割計算の期数は、4期より多い期数も設定可能なこと。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	条例により、4期より多い期数での対応が必要な場合があるため、実装してもしなくても良い機能としている。			任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	

項目	検査	機能名称	機能概要	運用前	開発機能表 (候補)	備考	要件の考案方・理由	APPL10開発要件書の項目番号 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
2150	2.1.28.		外国税控除について、控除金額及び控除年度等の登録及び修正ができること。また、登録内容に基づき、税額計算ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		サブシステムを利用しているため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2160	2.1.29.		当初税額計算時、事業所内一連番号の付番設定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		給与支払報告書提出後、中途退職等により当初通知前に普通徴収に切り替わった分が空き番号となる設定の場合、事業所から空き番号の理由の問い合わせが発生することを考慮した機能が、団体により問い合わせの有無が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2170	2.1.30.		毎月で新規に当該事業所で特別徴収になった者は、当初通知の番号の続きから付番すること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		-					
2180	2.1.31.		免状年の所得控除計算等に対応すること。	実装すべき	実装すべき		-					
2190	2.1.32.		繰越金などの繰越控除について、翌年度への繰越額の管理（設定・保持・修正）ができること。	実装すべき	実装すべき		-			必須	【要件の緩和を検討・訂検討】 翌年度繰越損失の管理について、メモ等の汎用的な情報としての管理を許容できるかを検証します。	翌年度繰越損失の管理について、メモでの汎用的な情報としての管理を許容できるかご回答ください。 メモでの管理とする場合は、翌年度の課税総額時に個別にメモ情報を参照する必要があります。システム判断でのチェック等の処理は不可となる想定です。
2200	2.1.33.		繰越控除について、年度間の整合性チェックができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		-					
2210	2.1.34.		資料集算後の課税データ（申告支援システムデータ）を取り込み、取り込んだ情報を基に税額計算ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		サブシステムを利用している場合は団体の運用により異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2220	2.1.35.		本書処理前に税額計算処理の検証ができること。	実装すべき	実装すべき		-					
2230	2.1.36.		個人の課税額の計算（シミュレーション）を個別に実施できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住民等からの問い合わせに対応するための機能であるが、問い合わせが多ければ機能の必要性も低くなるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2240	2.1.37.		最新の課税台帳の情報から、金額控除となる寄附金額の上限を算定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住民等からの問い合わせに対応するための機能であるが、問い合わせが多ければ機能の必要性も低くなるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2250	2.1.38.		前年度に納税義務者に通知済みの翌年度仮徴収額を、翌年度の税額計算時に仮徴収額として設定すること。	実装すべき	実装すべき		-					
2260	2.1.39.		借入徴収の場合、以下の計算方法で、税額を算出できること。 <徴収方法に普通徴収が含まれる場合（普通徴収及び給与特別徴収の借入徴収、普通徴収及び年金特別徴収の借入徴収及び普通徴収、給与特別徴収及び年金特別徴収の借入徴収（三併徴）のいずれかの場合）> 以下の順で税額を計算する。 ①全体分（全資料集算内容）で税額計算を実施（全体分税額） ②給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）で税額計算を実施（給与特別徴収分税額） ③年金特別徴収分（公的年金等支払報告書の内容）で税額計算を実施（年金特別徴収分税額） ④全体分税額から「給与特別徴収分税額」、「年金特別徴収分税額」を差し引き、残額を「普通徴収分税額」とする。 <徴収方法が給与特別徴収及び年金特別徴収の場合> ①全体分（全資料集算内容）で税額計算を実施する。（全体分税額） ②給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）で税額計算を実施する。（給与特別徴収分税額） ③年金特別徴収分（公的年金等支払報告書の内容）を差し引き、残額を「年金特別徴収分税額」とする。	実装すべき	実装すべき	左記のとおり、統一方針が原則とする。 例外処理が必要となる場合は税額等の手入力（強制修正）での運用とする。						
2270	2.1.40.		借入徴収の税額を算出する際に、控除については以下の取り扱いとすること。 <所得控除について> 各税額分に対して、それぞれ以下の取り扱いで計算する。 ・全体分（全資料集算内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分を控除 ・給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分を控除 ・年金特別徴収分（公的年金等支払報告書の内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分を控除 <税額控除について> 各税額分に対して、それぞれ以下の取り扱いで計算する。 ・全体分（全資料集算内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分を控除 ・給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）に対し、給与特別徴収分の内容で算出した所得控除及び給与特別徴収分の給与支払報告書に記載のある住宅借入金等特別税額控除を控除（他の税額控除は控除しない。） ・年金特別徴収分（公的年金等支払報告書の内容）に対し、年金特別徴収分の内容で算出した所得控除を控除（他の税額控除は控除しない。） <配当割戻又は株式等譲渡所得控除の控除について> ・全体分（全資料集算内容）からのみ控除	実装すべき	実装すべき			【地方団体からの問い合わせ対応】 「合算処理の結果該当がある全ての所得控除分」という記述が、資料区分ごとの意味なのか、全体の意味なのか不明。記述を明確にしてほしい。」 上記のご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> <所得控除について> 各税額分に対して、それぞれ以下の取り扱いで計算する。 ・全体分（全資料集算内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分を控除 ・給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分（全体分と同ー）を控除 ・年金特別徴収分（公的年金等支払報告書の内容）に対し、合算処理の結果該当がある全ての所得控除分（全体分と同ー）を控除	【要件を修正（地方団体ご意見分）】 左記の修正案の通り修正します。	不要	-	
2280	2.1.41.		上記の計算方法での税額算出の結果、給与特別徴収分及び年金特別徴収分の合計税額が全体分よりも大きくなるものを抽出し、個別に計算結果（各税額分の所得金額・各種控除額・全体分/給与特別徴収分/年金特別徴収分の税額）の設定・修正ができること。	実装すべき	実装すべき		-					
2290	2.1.42.		複数事業者から給与支払いを受けている納税義務者について、以下の条件から、有効とする条件及び優先順位を指定し、給与特別徴収義務者を自動で設定できるとこと。 <条件> ①前年度実績 ②年末調整済 ③給与支払額の多寡	実装すべき	実装すべき		複数事業者から給与支払いを受けている納税義務者について、単一の事業者から特別徴収されるよう処理時に、本要件で設定した優先順位で自動判定するための機能として実装すべき機能としている。			必須	【設置事項】 優先順位を指定できるタイミングや課税資料全体が個別かなどの仕様を標準仕様書に記載して頂きたい。	以下について、本機能を利用する場合に想定される運用を含めご回答ください。 ①優先順位を指定できるタイミング ②課税資料全体が個別か
2300	2.1.43.		給与所得のうち一部だけを特別徴収とする借入徴収処理を設定することが可能であり、特別徴収及び普通徴収の期別計算ができること。	実装すべき	実装すべき		-					
2310	2.1.44.	控除不足額還付処理	算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割・所得割に充当することができること。	実装すべき	実装すべき		控除不足額を確実に把握し、還付や充当といった対応を実施するための機能を実装すべき機能とした。			任意	【要件の修正を検討】 「所得割に充当」するケースに関して具体例をご教示ください。 「外国税控除や寄附金控除控除について、市町村税と道府県民税の一方のみ適用と政府指定都市のみの特典でよろしいでしょうか。」	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
2320	2.1.45.		借入徴収対象者であっても、徴収区分ごとの控除額を自動算出し、控除不足額が生じる場合の管理（設定・保持・修正）もできること	実装すべき	実装すべき		-			任意	【要件の修正を検討】 「徴収区分ごとの控除額を自動算出し」とあるが、2.1.40.で、配当割戻又は株式等譲渡所得控除の控除は、全体分からのみ控除とされています。矛盾するのではないのでしょうか？	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
2330	2.1.46.		当初課税時の控除不足額は、均等割・所得割への自動充当ができること。なお、年金特別徴収対象者は自動充当の対象外とできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		控除不足額が発生した場合の対応として、①該当者を確認しながら個別に充当処理を実施、②自動で均等割額への充当処理を実施した結果を確認する2通りの運用が想定され、②の運用の場合は自動充当の機能が必要となるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2340	2.1.47.		徴収区分毎に充当可否（自動充当を含む）を設定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		-					
2350	2.1.48.		控除不足額を均等割・所得割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に均等割額として管理（設定・保持・修正）できること。	実装すべき	実装すべき		-					
2360	2.1.49.		徴収区分により充当可否を設定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		給与特別徴収者数が膨大であり、義務者への影響も大きいことから充当せずには還付する団体もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。			任意	【設置事項】 【2.1.49.】控除不足額還付処理に 徴収区分により充当可否を設定できること。 とあるが、【2.1.47.】に 徴収区分毎に充当可否（自動充当を含む）を設定できること。 とあり、包含されているので不要ではないか。	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。
2370	2.1.50.		非課税者で還付額がある者、戻入額が生じる者及び課税者で還付額がある者について、還付通知とは別に通知文書を作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		還付通知は、収納業務で作成する整理としているが、収納業務での還付通知の送付より前に、該当者に対して還付が発生する旨の案内を実施している場合に対応するための機能であり、実装してもしなくても良い機能としている。			必須	【設置事項】 「戻入額が生じる者」とはどのような状態から標準仕様書に記載して頂きたい。 もし、戻入が一連送付した金額が、更正等により充当してもなお控除すべき額が減少することを指しているのであれば、還付が発生する旨の文書ではなく、差額を返してもらうための通知になると思います。2.1.48.の通知納付にはこのような状況まで含まれているということでしょうか？	戻入額が生じるケースについてご教示ください。
2380	2.1.51.		配当割戻控除の充当・還付が発生した場合、控除額計算、充当金額及び還付金額を明記した、控除計算書を納税通知書と合わせて出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		配当割戻控除の充当・還付が発生した場合、既存の納税通知書では充当金額などの内容がわかりにくいため、別途計算書を作成して、納税通知書と同時送付している団体もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。					

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能(要件)	備考	要件の考案方・理由	API/DB/画面/印刷等の番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
2390	2.1.52.	1	租税条約にかかる免除		実装すべき	実装すべき	租税条約にかかる減免または非課税に対応するための機能について、実装すべき機能としている。 租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等に利用する場合に必要な情報の機能について、実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ペンの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・租税条約に係る減免と分かる区分はない。 ・租税条約について、非課税区分のみでの管理	【要件の緩和を検討・訂正案】 租税条約に特化した管理とせず、非課税扱いや所得金額を調整して一部減免扱いとして運用等の汎用的な管理が許容できるかを検証します。 許容する場合は実装してもしなくても良い機能とします。 ※関連する要件(2.1.53.、2.1.54.、3.6.51.、3.6.52.、3.6.53.)	必須	租税条約に特化した管理とせず、非課税扱いや所得金額を調整して一部減免扱いとして運用等の汎用的な管理が許容できるかご回答ください。	
2400	2	2	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の機能について下記項目を管理(設定・保持・修正)できること <非課税情報> 届出税務番号 届出税務署名 届出口 届出式番号 租税条約適用国・該当条文 国籍 日本国内における居所 入国口 在留期間 在留資格 恒久的施設の有無(有なら所在地・名称等) 報酬・給与の支払者に関する事項(氏名又は名称、住所又は本店の所在地、個人番号【法人番号】、日本国内にある事務所) 支払者から支払を受ける報酬・給与で租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等に利用する場合に必要な情報の機能について、実装してもしなくても良い機能としている。					
2410	2.1.53.		各所得ごとに、租税(省令・通知(通達))別に「免除」「非課税」の設定ができる。 「うち課税所得」「非課税所得」「課税所得有で免除により税額なし」別の管理もできる。 また、その内容を、適切に所得証明書に表示させることができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等に利用する場合に必要な情報の機能について、実装してもしなくても良い機能としている。	【設置事項】 (2.1.54.に対するご意見)「所得金額の入力時に、租税条約に該当する給与収入金額を、全体の給与収入金額の内訳として管理(設定・保持・修正)できること。」とありますが、給与収入の内訳として管理、ということは課税対象としての租税条約該当収入(?)という意味でしょうか。よくある租税条約該当収入は課税がからない給与収入かと思しますので意味合いを確認させていただきます。	【要件の修正を検討】 左記ご意見を受け、以下のとおり修正します。 <修正案> 各所得ごとに、租税(省令・通知(通達))別に「免除」「非課税」の設定ができる。 「うち課税所得」「非課税所得」「課税所得有で免除により税額なし」「給与収入(租税条約該当収入分を含む・含まない)」別の管理もできること。 また、その内容を、適切に所得証明書に表示させることができること。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2420	2.1.54.		所得金額の入力時に、租税条約に該当する給与収入金額を、全体の給与収入金額の内訳として管理(設定・保持・修正)できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	租税条約該当・非該当の給与収入が混在している場合に、正確な状況を容易に把握するための機能であり、実装してもしなくても良い機能としている。	【設置事項】 「所得金額の入力時に、租税条約に該当する給与収入金額を、全体の給与収入金額の内訳として管理(設定・保持・修正)できること。」とありますが、給与収入の内訳として管理、ということは課税対象としての租税条約該当収入(?)という意味でしょうか。よくある租税条約該当収入は課税がからない給与収入かと思しますので意味合いを確認させていただきます。	【要件の修正を検討】 左記ご意見を受け、2.1.54.を削除し2.1.53.に統合します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2430	2.1.55.	事業所・家庭数課税	住所はないが課税区域内に事業所又は家庭数等を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等課税ができること。		実装すべき	実装すべき	事業所・家庭数課税を正確に実施するために必要であり、実装すべき機能としている。					
2440	2.1.56.	名寄台帳出力	名寄台帳を一括作成できること (課税資料を世帯ごとの一覧で確認できる台帳)		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	紙の帳票でチェック作業をされている団体が見受けられるため、仕様の追加を提案するもの。					
2450	2.1.57.	課税台帳出力	課税台帳を一括作成できること (課税の情報を個人ごと確認できる台帳)		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	紙の帳票でチェック作業をされている団体が見受けられるため、仕様の追加を提案するもの。					
2460	2.1.58.	予納処理	予納対象者について、以下の情報を管理(設定・保持・修正)できること。 ・予納があること(予納の希望を含む) ・予納があった年月日		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	予納があった場合に必要となる機能であるが、団体により予納の実績がない又は少なく、機能の必要性に差異があるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2470	2.1.59.		予納対象者について、予納額の計算ができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い						
2480	2.1.60.		予納対象者について、予納額を計算し、納付書の出力ができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い						
2.2 扶養・控除対象配偶者の確認												
2490	2.2.1.	扶養・控除対象配偶者否認	配偶者・被扶養者の所得や年齢区分によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者、同一生計配偶者及び所得金額調整対象扶養の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直されたら更新することができること。 ※自動否認は、当該配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる所得を超えている、及び当該被扶養者が扶養控除の対象となる所得を超えている、専従者であるものを対象に実施する。		実装すべき	実装すべき	各種課税資料の情報のほか、法令の基準に照らして控除の妥当性を確認する処理について、実装すべき機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・所得金額調整対象扶養は管理していない ・配偶者の否認処理のみで被扶養者は対象外	【要件の緩和を検討】 既定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2500	2.2.2.		否認処理を自動で実施するか、手動とするかの選択ができること。		実装すべき	実装すべき						
2510	2.2.3.		生年月日に応じて扶養控除の区分、配偶者控除及び老人配偶者控除を自動で判断できること。		実装すべき	実装すべき		【設置事項】 実装すべき機能に「自動で判断」とありますが、アラートでの通知を想定されているのか、どのような機能を想定されているかご提示いただけないでしょうか。	【要件の修正を検討】 以下のとおり、記載を修正します。 <修正案> 生年月日に応じて扶養控除の区分、配偶者控除及び老人配偶者控除を自動で切替を判断できること。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2520	2.2.4.		否認処理は配偶者・被扶養者を分けてそれぞれ任意のタイミングでできること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	被扶養者の特定について、事業所や本人等への照会が必要な場合等で、配偶者の特定より時間がかかる場合に、それぞれ処理が可能となるよう、実装してもしなくても良い機能としている。					
2530	2.2.5.		否認対象が扶養障害者であれば同時に否認すること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	団体により、扶養障害者情報の税務システムでの管理の要否が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2540	2.2.6.		配偶者控除と配偶者特別控除の双方への自動及び手動で切り替えができること。		実装すべき	実装すべき						
2550	2.2.7.		扶養者が記載している「配偶者の会計所得」と「配偶者の課税データにある会計所得」のうち大きい方を扶養し、扶養・控除対象配偶者否認の処理と合わせて、配偶者特別控除額の区分の自動判定も実施できること。		実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・自動判定は実施していない。	【要件の緩和を検討】 既定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2560	2.2.8.		控除額が変わる配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動切り換え(控除額が下がる場合に換る)ができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	団体により、システム判断での自動切り替えの要否が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2570	2.2.9.		配偶者控除から同一生計配偶者(控除なし)への自動及び手動での切り替えができること。 国外扶養情報の申告状況を管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・切替は手動のみ	【要件の緩和を検討】 既定機能版については、「自動での切替」を「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2580	2.2.10.		国外扶養情報の申告状況を管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ペンの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・国外扶養情報の申告状況を管理する機能はない。 【設置事項】 課税額がない対象者の申告状況について、どのような項目を管理する想定かご教示ください。	【要件の緩和を検討】 表現を見直したうえ、「実装してもしなくても良い機能」とします。 <修正案> 国外居住親族に係る扶養控除等の適用に必要な書類の提出状況を管理(設定・保持・修正)できること。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
2590	2.2.11.	扶養・控除対象配偶者否認データ連携	扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税共同機能が指定する国税連携用CSVで作成できること。		実装すべき	実装すべき	2.2.1.の機能で作成したデータを国税連携で送付するための機能を想定している。	課税連携用の否認データ作成は具体的な連携仕様も明確であり、全ての団体で同様機能の実装が必須のため、実装すべき機能としている。				
2600	2.2.12.	被扶養者の推定特定	各資料のマイナンバー及びカナ氏名により世帯内の被扶養者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 上記の判定ができない場合は、前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつづ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 また、扶養区分相違者の抽出もできること。		実装すべき	実装すべき	扶養調査の基礎情報として、前年度実績情報等を活用することで、各種課税資料との扶養情報の差分を踏まえた調査対象の抽出が可能となり、効率的な業務が実現できるため、実装すべき機能としている。					
2610	2.2.13.		各資料の登録情報及び税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報(配偶者)を更新できること。		実装すべき	実装すべき						
2620	2.2.14.		被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの及び調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理(設定・保持・修正)できること。 また、マイナンバー等により個人が特定できる形で設定されたもの、人数や年齢から推定して設定されたものが判別可能なよう管理(設定・保持・修正)できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	推定特定の根拠を明確にすることで、問い合わせ対応や追加の情報照会が必要となった際に円滑な対応が可能となる場合もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2630	2.2.15.		自動判定により、被扶養者及び配偶者等の世帯情報を更新したものをリスト(データ)で抽出できること。		実装すべき	実装すべき						

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能版(候補)	備考	要件の考案方・理由	APPL/DB/画面/印刷の担当者(候補)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
2640	2.2.16.		自動判定により、被扶養者及び扶養者等の世帯情報情報を一括更新した際、業務上、審査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知すること。	実装すべき	実装すべき							
2650	2.2.17.	特定不能扶養者抽出	世帯の内外を問わず、特定不能の被扶養者等の扶養者を抽出し、確認ができること。	実装すべき	実装すべき		特定不能分の扶養情報を確認する機能について、実装すべき機能としている。					
2.3. 住外課税機能												
2660	2.3.1.	1	住外課税管理通知作成	他団体へ送付する、住外課税通知 (eLTAデータ) を自動 (一括) 又は任意で作成ができること。	実装すべき	実装すべき	地方税法第294条第3項により、住外者に対して課税した場合には、当該課税対象者の住民基本台帳登録地となる他団体へ通知するための機能について、実装すべき機能としている。 他団体からの問い合わせ等で、過年度分に関しては必要となる場合に対応する機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
2670	2		他団体へ送付する、住外課税通知 (eLTAデータ) を過年度分であっても自動 (一括) 又は任意で作成ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		他団体からの問い合わせ等で、過年度分に関しては必要となる場合に対応する機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
2680	2.3.2.		他団体へ送付する、住外課税通知 (紙) を現年度及び過年度を問わず任意で作成ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		原則はeLTAの活用とするが、団体により、紙での送付を望まれる場合を考慮して、実装してもしなくても良い機能としている。					
2690	2.3.3.		住外通知の通知結果 (未通知・通知済) を管理 (設定・保持・修正) できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		通知状況の確認が容易になることで効率的な運用が期待できるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2700	2.3.4.	1	住外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、再度住外通知の作成ができること。	実装すべき	実装すべき		他団体からの問い合わせ等で、過年度分に関しては必要となる場合に対応する機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
2710	2		住外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、過年度分であっても再度住外通知の作成ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		他団体からの問い合わせ等で、過年度分に関しては必要となる場合に対応する機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
2720	2.3.5.		住外通知が通知済みの対象者について、通知先団体の変更の有無を問わず、再度住外課税通知の作成ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		再送や取消の旨を記載した通知送付の依頼が出る可能性を考慮して、実装してもしなくても良い機能としている。					
2730	2.3.6.		住外通知を作成した際に、住外通知の通知結果を自動更新 (通知済として登録) できること。	実装すべき	実装すべき							
2740	2.3.7.		住民情報及び住外者情報に紐づけできないまま残っている特別徴収の対象者データを住外者として自動的に登録できること。住外者の登録がない場合は特別徴収義務者に住所照合の文書を作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2750	2.3.8.	1	他団体からの住外課税通知に基づき、他団体課税対象者を管理 (設定・保持・修正) できること。	実装すべき	実装すべき		他団体からの地方税法第294条第3項による通知に基づき、他団体での課税対象者を管理する機能を実装すべき機能としている。					
2760	2		他団体課税対象者の住外課税先団体コードを管理 (設定・保持・修正) できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
2770	2.3.9.		他団体からの住外課税通知 (eLTAデータ) を取り込めること。	実装すべき	実装すべき							
2780	2.3.10.		取り込んだ電子データ住外課税通知の類似イメージを生成し、管理 (設定・保持・修正) できること。作成したイメージは出力ができること。	実装すべき	実装すべき							
2790	2.3.11.		住外通知された対象者が既に課税となっている場合 (二重課税) 及び対象者が特定できない場合、通知が重複したもの、被扶養者であるものの確認ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
2.4. 転勤退職機能												
2800	2.4.1.		現年度の転勤退職者異動情報を把握し、前年度異動処理が必要な対象者に対し、前年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。当初課税期間については、給与支払報告書の退職日、就職日と異動届の異動年月日と比較し、後から提出された徴収区分とする。また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出すること。 <抽出条件> ・【転勤】前年度の最新異動履歴が転勤処理、かつ前年度の異動前の事業所と前年度の特別徴収義務所が一致するもの。 ・【退職】前年度の最新異動履歴が退職処理、かつ前年度退職処理前と今年度の特別徴収義務者が同一のもの。	実装すべき	実装すべき		現年度の転勤退職情報に基づき、前年度に反映 (徴収方法変更等) するために必要な機能を実装すべき機能としている。					
2810	2.4.2.		特別徴収切替届出による異動情報を把握し、前年度異動処理が必要な対象者に対し、前年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2820	2.4.3.		転勤退職処理について、申告支援システムで入力した情報を申告支援システムからの情報を取り込めること。	実装すべき	実装すべき							
2830	2.4.4.		当初課税作成後に任意の徴収区分一括処理ができること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
2840	2.4.5.		前年度異動処理を実施した際、業務上、審査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき							
2850	2.4.6.		前年度異動処理の結果、前年度課税情報を変更した対象の一覧を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、実装してもしなくても良い機能としている。					
2860	2.4.7.		前年度異動届出書が提出があったもののうち、前年度異動処理で前年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
2870	2.4.8.		前年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		処理の事前に対象者を確認する運用としている場合に必要となる機能について、実装してもしなくても良い機能としている。					
2880	2.4.9.		前年度異動処理の除外対象の設定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		種別の理由により、強制的に前年度異動処理の対象外とする対応が必要な場合の機能について、実装してもしなくても良い機能としている。					
2890	2.4.10.		前年度のみ受給者番号を変更する場合や、旧年度一括徴収しても前年度特別徴収になるといったケースにも対応できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		事業所から、前年度のみ受給者番号を変更する場合や、旧年度一括徴収しても前年度特別徴収とする要望があるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2900	2.4.11.		同一人に対して、前年度異動処理の対象期間中に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とする。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		前年度処理の対象期間中に複数回の異動があった場合に、個別の確認を実施する運用を想定し、実装してもしなくても良い機能としている。					
2910	2.4.12.		前年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		業務スケジュールに応じて、前年度異動処理の対象とする期間を柔軟に変更したい場合に対応する機能について、実装してもしなくても良い機能としている。					
2920	2.4.13.		給与支払報告書と異動届での特別徴収・普通徴収の優先順位を確認するため、一定期間に処理した納税・再扶養者のリストを前年度処理にて出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
2930	2.4.14.		現年度と前年度で取扱いが異なる異動届の場合の対応ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
2940	2.4.15.		前年度処理の後の再就職したもののについて、最新の異動情報を基に一括で翌年分も特別徴収とできること。	実装すべき	実装すべき							
2950	2.4.16.		退職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、実装してもしなくても良い機能としている。					
2960	2.4.17.		退職者が再就職により再度特別徴収となったが、徴収区分の変更がなかった対象の一覧を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3. 請求・修正申告機能												
2970	3.1.1.		一定の条件 (前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主及び法定調書 (報酬等の支払調書) を指し、未申告者として管理 (設定・保持・修正) できること。	実装すべき	実装すべき		未申告すべき対象で課税資料の登録がない者に対して、申告の案内や照会申告書 (報酬は発生しないが申告が必要な対象に送付する設定) を送付するために必要な機能を実装すべき機能としている。					
2980	3.1.2.		未申告者について、一部未申告 (営業・農業・不動産) 及び完全未申告の別を管理 (設定・保持・修正) できること。また、個別に、一覧抽出や未申告通知の発送の対象とすることが、設定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効率化が期待できるが、団体ごとに未申告者の発生状況が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					

項目	区分	機能名称	機能要件	運用前	開発機能版(仮称)	備考	要件の考案方・理由	APIID/取組経路の届番号(簡記)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
2990	3.1.3.		記録されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。	実装すべき	実装すべき					任意		
3000	3.1.4.		国外に出国している過去に申告があった者の出国期間を入力でき、抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		未申告者の調査を実施する際の前送情報として管理できていることが望ましいが、対象者が多くないものと想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。			任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
3010	3.1.5.	1	未申告案内通知書(催告書)・簡易申告書を作成できること。	実装すべき	実装すべき		未申告者への申告勧奨等の出力機能を実装すべき機能としている。					
3020	2		抽出した未申告者について、未申告案内通知書(催告書)及び個人住民税申告書のデータ出力が可能となること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		データ出力については、印刷委託等の運用を実施している場合に必要になるものであるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
3030	3.1.6.		未申告者について、一部未申告(営業・農業・不動産)及び完全未申告の別で、案件指定し、一覧・通知の出力ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効果化が期待できるが、団体ごと未申告者の発生状況が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
3040	3.1.7.		外部データを取り込み、未申告案内通知書(催告書)及び個人住民税申告書(又は簡易申告書)の作成対象者としてできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		システム内で未申告案内の送付対象者を管理している場合に必要となる機能だが、全ての団体で実施している管理方法ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
3050	3.1.8.		未申告案内等を送付してもなお未申告のものに対し、調査書(催告書)を作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		未申告者への申告書送付(催告)の後も未申告の住民に対し、調査書(再催告)の送付をしている場合に必要となる機能だが、全ての団体で実施している運用ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
3060	3.1.9.	申告情報管理	未申告者等から送付されてくる簡易申告書及び修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新及び管理(設定・保持・修正)ができること。	実装すべき	実装すべき		未申告・修正申告情報に基づき、各種情報を更新し、更正処理等を正確に実施するために必要な機能を実装すべき機能としている。					
3070	3.1.10.		申告等の異動があり、更正処理があったものの内、未申告者のままである対象を抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		更正処理結果を確認する運用を実施している場合に必要となるリストであり、実装してもしなくても良い機能としている。					
3.2 調査結果処理												
3080	3.2.1.	1	各種調査の調査結果を管理(設定・保持・修正)できること。 <各種調査> 【対象：納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等】 ・所得の確認のための調査 ・障害情報の確認のための調査 【対象：特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：他団体】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査(被扶養者が管外の居住者の場合) ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査(被扶養者が管外の居住者の場合) ・情報提供ネットワークシステムで調査し、その結果を取り込み、管理(設定・保持・修正)できること。 【対象：法定調書調査】 ・法定調書の内、個人が特定できなかったものの調査	実装すべき	実装すべき		各種調査の調査結果の登録のための機能について必須機能としている。 課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、実装してもしなくても良い機能としている。			任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
3090	2		各種調査の調査結果を管理(設定・保持・修正)できること。 <各種調査> 【対象：納税義務者】 ・二重扶養調査(2名以上の同一生計者のうちいずれか1名の扶養とするため、納税義務者へ扶養を否認するかどうか調査する。) 【対象：自治体の戸籍所管理】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査 【対象：他団体】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査(納税義務者の本籍が管外の居住者の場合)	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、実装してもしなくても良い機能としている。					
3100	3.2.2.		各種調査に係る調査書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		調査書を出力して、調査を実施している場合に必要となる機能だが、調査の種類により出力要件が異なる可能性があるため、実装してもしなくても良い機能としている。 なお、出力が必要な調査書については帳票要件で定義している。					
3110	3.2.3.		高齢、ひとり親の適用条件に合致しない対象のうち、死別・離別の状況等の戸籍情報の確認が必要なものを抽出し、調査リストを出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3120	3.2.4.		給与支払報告書に脱税日、退職日が記載されているものについて、脱税日、退職日及び給与収入額を指定し、抽出ができること。 また、該当者に対して、調査書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3.3 課税処理												
3130	3.3.1.	課税情報管理	課税決定時に許可の情報を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		課税決定した対象や課税額を算出するための区分等の課税処理に必要な情報の管理のための機能を実装すべき機能としている。			任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
3140	3.3.2.		課税の区分を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき							
3150	3.3.3.		課税決定後に更正処理があった対象の抽出ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		課税決定後に更正処理があった対象の課税情報を個別に確認する運用の場合に必要な機能であり、実装してもしなくても良い機能としている。					
3160	3.3.4.	1	所得割・均等割(市区町村税、都道府県民税)の課税額を個別入力できること。	実装すべき	実装すべき		課税は条例により規定が可能のため、課税許可した課税対象者の課税額の入力、団体ごとの設定による算出に必要な機能を実装すべき機能としている。 課税課税など、一定の条件に該当する多数の対象者に課税額を算出する場合に必要な機能だが、機能が必要な状況が限られることから実装してもしなくても良い機能としている。					
3170	2		所得割・均等割(市区町村税、都道府県民税)の課税額を一括入力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		課税課税など、一定の条件に該当する多数の対象者に課税額を算出する場合に必要な機能だが、機能が必要な状況が限られることから実装してもしなくても良い機能としている。			必須	3.3.5と統合(3.3.5を削除)して問題がないかご回答ください。 3.3.5との統合を不可とされる場合は、本要件との異なる理由(双方の機能を利用して実現したい運用)を具体的にご回答ください。	
3180	3.3.5.		所得割・均等割(市区町村税、都道府県民税)の課税額を、一律に設定できること。	実装すべき	実装すべき					必須	同上	
3190	3.3.6.		税額や課税割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の課税額が計算できること。	実装すべき	実装すべき					任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
3200	3.3.7.		課税の区分ごとに課税割合を管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき					任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	

項目	区分	機能名称	機能概要		備考	要件の考案・理由	APPLIO確認機能の追加等 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答		
			機能要件	運用前								開発機能等 (要件)	
3210	3.3.8.		減免区分ごとの減免割合に応じて、減免額を計算できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免額計算に利用できる項目としての管理はございません。 ・減免額の手入力のみ対応している ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
			減免額を手入力し、手入力した値で減免処理ができること また、減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・徴収区分ごとに手入力は不可 ・期別ごとに減免額を直接入力する機能のみ対応	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「また、減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。」を「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
			減免前所得額を複数切替で保持できること。減免後端数が生じる場合は、所得割として端数保持できること。	実装すべき	実装すべき								
			減免決定後の更正処理で、自動で減免期間を判定できること。	実装すべき	実装すべき	減免の決定に応じて、減免期間（納期未到来の期別）分の減免処理を実施するための機能として、実装すべき機能としている。	【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・減免決定後の更正処理は現状直接入力が必要	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
			減免の開始期を任意に指定できること。また、開始期を指定した対象については、減免期間の自動判定の対象外とすること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・減免期間を管理していない	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
3220	3.3.9.		減免額を手入力し、手入力した値で減免処理ができること また、減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・徴収区分ごとに手入力は不可 ・期別ごとに減免額を直接入力する機能のみ対応	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「また、減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。」を「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
3230	3.3.10.		減免前所得額を複数切替で保持できること。減免後端数が生じる場合は、所得割として端数保持できること。	実装すべき	実装すべき								
3240	3.3.11.	期別減免処理	減免決定後の更正処理で、自動で減免期間を判定できること。	実装すべき	実装すべき	減免の決定に応じて、減免期間（納期未到来の期別）分の減免処理を実施するための機能として、実装すべき機能としている。	【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・減免決定後の更正処理は現状直接入力が必要	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
3250	3.3.12.		減免の開始期を任意に指定できること。また、開始期を指定した対象については、減免期間の自動判定の対象外とすること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ ・減免は、審査結果のみを直接入力する機能のみ対応 ・減免額の手入力のみ対応している ・減免期間を管理していない	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
3260	3.3.13.		減免決定通知書及び減免許可・不許可通知書を個別又は一括で出力できること。 また、減免決定通知書は、通知日を指定して発行できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	減免決定及び却下通知書をシステム出力している場合に必要な機能であるが、団体により対象者数が異なり、システム外での対応も考えられることから実装してもなくても良い機能としている。							
3270	3.3.14.		障害発生や生活保護受給者等の減免対象者を抽出し、一括又は個別で申請書の作成ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	申請書の送付の対応をしている場合に必要な機能であるが、全ての団体で対応している業務ではないため、実装してもなくても良い機能としている。							
3.4. 特別徴収異動処理													
3280	3.4.1.	特別徴収異動情報管理	特別徴収義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特別徴収切替申請及び所在地変更申請等）の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、個別での更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。	実装すべき	実装すべき	特別徴収義務者から提出される各種異動情報にかかる届出等の管理は、特別徴収義務者及び納税義務者を正確に把握するために必要のため、実装すべき機能としている。	【要件の緩和を検討】 以下のとおり要件を修正します。 ＜修正案＞ 特別徴収義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特別徴収切替申請及び所在地変更申請等）に基づき、該当する個人、事業者の基本情報等を管理（設定・保持・修正）できること。 また、個別での更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。 ※事業者回答から、本要件を申請情報そのものの管理は困難であると考えます。 ※業務としても申請情報ではなく、申請情報により関連する情報の更新ができればよいものと考えます。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。				
3290	3.4.2.		合併や事業引継等により年度の途中で特別徴収義務者が変更となる場合、従業者のデータを一括で移動（転動処理）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い								
3300	3.4.3.		事業所単位に所属する個人を複数指定し、転動・追跡の登録ができること。異動届等による更新処理は数十単位で一括更新できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	同一事業所内での大人数の異動に対応するための機能だが、団体内で管理している事業所の規模等により、複数対象者の指定を実施しているか異なることが想定されることから、実装してもなくても良い機能としている。							
3310	3.4.4.		特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）を取り込み、登録済みの受給者番号を登録及び修正できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	異動届出書や特別徴収切替申請データを控管システムで取り込み、登録済みの受給者番号を更新している場合に必要となる機能であるが、届出情報等を確認し、個別に異動登録をする運用もあることから、実装してもなくても良い機能としている。							
3320	3.4.5.		eLTAと連携して異動届出書及び特別徴収切替申請データを取り込み、該当する事業所情報及び特別徴収義務者情報を一括更新できること。 また、一括更新の結果をリストで出力できること。なお、出力したリストでは、全件、更新できた対象、更新できなかった対象の絞り込みができること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンドの回答において、改修規模が大きいベンドが多数 ＜主なご意見＞ 異動届出書及び特別徴収切替申請データを取り込み、一括更新する機能はない	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。			
3330	3.4.6.		特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）に基づき、登録済みの受給者番号を個別に登録及び修正できること。	実装すべき	実装すべき								
3340	3.4.7.	納期特例情報管理	納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更を一括処理できること。 納期特例の情報については、前年情報に基づき引継も可能であること。	実装すべき	実装すべき	納期額を正確に管理するための、納期特例の申請に基づく、該当の特別徴収義務者の管理は実装すべき機能としている。	【注意事項】 納期特例は事業所の設定を変更するもので、個人の設定は変更しないものと考えている。どのような処理を想定されているか、具体的な例を挙げて標準仕様書に記載してほしい。 3.4.8.も同様。	【要件の緩和を検討】 ※以下についてAPPLIO確認中のため回答受領後に修正予定 個人の納期証明出したときに未納にならないようにするために、個人の納期変更処理も必要として要件化しておりますが、本要件がなくても対応が可能という理解でよいでしょうか。 本要件を削除しても問題ない、要件化は必要だが修正すべき等ご意見があればご教示ください。 なお、要件の修正や追加が必要な場合は具体的な要件案もご教示ください。	保留				
3350	3.4.8.		年度の途中からでも納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更に対応できること。	実装すべき	実装すべき								
3360	3.4.9.		納期特例承認通知書（決定内容の記載あり）を出力できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	特例承認通知書をシステム出力している場合に必要な機能であるが、団体により対象者数が異なり、システム外での対応も考えられることから実装してもなくても良い機能としている。							
3370	3.4.10.		納期特例適用の事業所について、納期額から一定期間経過後に凍結された場合に、納期特例適用を一括処理で取り消すことができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い								
3380	3.4.11.		納期特例を適用又は解除した特別徴収義務者の税額について、該当情報に反映できること。	実装すべき	実装すべき								
3.5. 年金特別徴収異動処理													
3390	3.5.1.	1	年金特別徴収処理結果情報管理（eLTA連携）	eLTAと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実装すべき	実装すべき	eLTAとの連携仕様は共通であり、全国で同一の様式での実装が可能と考えられるため、年金特別徴収処理結果情報の取り込み機能は実装すべき機能としている。 取り込みの結果、更新があった対象者の全てを確認する運用をしている場合に必要となる機能となるため、実装してもなくても良い機能としている。						
3400	3.5.1.	2		eLTAと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	取り込みの結果、更新があった対象者の全てを確認する運用をしている場合に必要となる機能となるため、実装してもなくても良い機能としている。						
3410	3.5.2.	1	年金特別徴収停止処理結果情報管理（eLTA連携）	eLTAと連携して年金特別徴収停止処理結果情報（42通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実装すべき	実装すべき							
3420	3.5.2.	2		eLTAと連携して年金特別徴収停止処理結果情報（42通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い							
3430	3.5.3.			取り込んだ情報から、年金特別徴収停止の種別を管理（設定・保持・修正）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	問い合わせ等の間に控管システムで詳細を確認するために必要な機能であり、問い合わせ発生状況により機能の必要性が異なることから、実装してもなくても良い機能としている。	【注意事項】 3.5.1.・3.5.2.で22通知や42通知の結果を取り込むことで種別を設定・保持できると3.5.3.としては、どのような運用を想定されていますでしょうか？	【要件の緩和を検討】 機能の記載より、「修正」を削除します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。		
3440	3.5.4.	1		eLTAと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報（64通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実装すべき	実装すべき							
3450	3.5.4.	2		eLTAと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報（64通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い							
3460	3.5.5.	1		eLTAと連携して特別徴収税額通知処理結果情報（02通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実装すべき	実装すべき							
3470	3.5.5.	2		eLTAと連携して特別徴収税額通知処理結果情報（02通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い							
3480	3.5.6.			年金特別徴収のeLTAとの連携処理履歴（通知の種類・各区分・処理結果等）を参照できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	問い合わせ等の間に控管システムで詳細を確認するために必要な機能であり、問い合わせ発生状況により機能の必要性が異なることから、実装してもなくても良い機能としている。						

項目	区分	機能名称	業務仕様		備考	要件の考案方・理由	API/DB/画面/印刷の箇番号 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答	
			機能要件	運用要件								
3490	3.5.7.	介護保険情報に基づく年金特別徴収対象者更新処理	01通知処理において、介護保険料の特別徴収対象者でない場合には年金特別徴収を停止し、その理由を管理（設定・保持・修正）できること。	実装すべき	実装すべき	介護保険の特別徴収対象者の情報を01通知の作成に利用するための機能を実装すべき機能としている。		【要件の緩和を検討】 ※以下についてAPI/DB確認中のため回答受領後に修正予定 平成28年度10月1日以後分より、一定の要件の下、1月1日以降に提出した場合にも特別徴収が可能となったことを指しておられるでしょうか。不要な要件とすること、上記の改正の関連が不明確であるため、不要な要件とする具体的な根拠と理由（法制度とその解釈）をご教示ください。	保留			
3500	3.5.8.		介護保険システムから、介護保険の特別徴収対象者情報を取り込むこと。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 現行システムにおいて、特別徴収対象者通知（01）を作成する過程で年金受給額から国民健康保険、後期高齢、介護保険の特別徴収金額を差し引いて残りの場合住民税の年金特徴を依頼する処理を行っております。 今回の機能要件においては、国民健康保険、後期高齢の特別徴収対象者情報の取り込みについて記載がありませんでしたが、今後機能要件への追加、もしくは実装しない機能への追加をお願いいたします。	【訂正】 上記のAPI/DBご意見について、国民健康保険、後期高齢の特別徴収対象者情報の取り込みについて要件の修正が必要かを検討します。	必須	特別徴収対象者通知（01）を作成する時点で、国民健康保険、後期高齢の特別徴収対象者情報の取り込み要否についてご教示ください。	
3.6. 更正（前期・後期）処理												
3510	3.6.1.	更正処理	未申告・修正申告処理、各種源泉徴収処理、減価処理及び特別徴収異動処理等に基づき、更正処理（課税情報の更新）を行い、更新結果を管理（設定・保持・修正）できること。	実装すべき	実装すべき	未申告者の申告、申告済み情報に対して修正申告、減価申請、源泉経費等による各種異動情報に基づき、源泉徴収や課税額の増減等する等の課税情報を更新し、管理するために必要な機能を実装すべき機能としている。						
3520	3.6.2.		異動入力があり、更正処理の対象となるものを出力できること。 また、出力した内容から、異動対象者と対象者ごとの異動内容を確認できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、実装してもしなくても良い機能としている。						
3530	3.6.3.	1	e-TAXと連携して国税連携データ（e-Tax_KSRの受～商表及びe-Taxの添付資料データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	実装すべき	実装すべき							
3540	3.6.3.	2	e-TAXと連携して国税連携データ（全額必要開票データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3550	3.6.4.		同一更正期間内に、複数回の更正処理ができること。	実装すべき	実装すべき							
3560	3.6.5.		課税情報の前後が記載されている範囲で決算をとるための帳簿が発行できること。 更正処理に基づき、一括で税額計算（前期（月割）計算含む）ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	決算用の書類について、システム出力することが必要という団体があったが、決算用の必要書類は団体により異なり、効率的な運用を一意に規定することも困難であるため、実装してもしなくても良い機能としている。						
3570	3.6.6.		更正処理に基づき、一括で不足税額計算（前期（月割）計算及び不足税額に係る延滞金含む）ができること。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 ・「一括で税額計算」と記載されていますが、一般的に住民税では、期途中で税額計算することが多い（更正の基となる情報を登録する年度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額が確定する）と考えますが、どのような処理内容を想定していますでしょうか。 また、自治体間連携や運用によって一括で税額計算を機能化する点に対しては、メリットもあるため「実装してもしなくても良い機能」に記載することを提案させていただきます。	【要件の緩和を検討】 例月で一括の税額計算は「実装してもしなくても良い機能」とし、要件の考案方理由に、「本機能を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する年度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額が確定する」を記載します。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答してください。	
3580	3.6.7.		更正処理に基づき、一括で不足税額計算（前期（月割）計算及び不足税額に係る延滞金含む）ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	不足額計算にかかる延滞金を含むために必要となる団体要望に対応するための機能だが当該業務を収納側で実施する運用も考えられることから実装してもしなくても良い機能としている。						
3590	3.6.8.		配偶者所得更正処理時に配偶者特別控除の適用額の切替が自動でできること。	実装すべき	実装すべき							
3600	3.6.9.	1	変更がない情報を含め、以下の更正前後の情報を確認可能な様式で出力できること <更正前後の情報> ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・所得控除の対象者の場合は増徴方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する徴収月（期）	実装すべき	実装すべき	更正日や更正理由が出力時の抽出条件や出力後に個別に画面確認する運用も想定され、データ出力による確認が必要とした団体も一部あったため、実装してもしなくても良い機能としている。		【要件の修正を検討】 左記のご意見を踏まえ、要件を修正します。 <修正案> 変更がない情報を含め、以下の情報を確認可能な様式で出力できること。 <修正後の情報> ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・非用徴収の対象者の場合は徴収方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する徴収月（期）	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答してください。		
3610	3.6.9.	2	変更がない情報を含め、以下の更正前後の情報を確認可能な様式で出力できること <更正前後の情報> ・更正日 ・更正理由	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	更正日や更正理由が出力時の抽出条件や出力後に個別に画面確認する運用も想定され、データ出力による確認が必要とした団体も一部あったため、実装してもしなくても良い機能としている。	同上	同上				
3620	3.6.10.		承認人が複数設定され、代表者の届け出がない場合は、税額を授分した承認人別の通知書を作成できること。 また、授分した税額については収納納業務への受け渡しも可能なこと。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価（実装可否に対するご意見）】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・複数の承認人へ税額を授分する機能がない ・複数指定できない	【要件の緩和を検討】 通常版・限定機能版ともに、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由（本機能がいない場合の運用想定及び運用不可の要因等）や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答してください。	
3630	3.6.11.		個別に即時の更正処理、税額計算ができること。	実装すべき	実装すべき							
3640	3.6.12.		課税情報の無いことが判明した者の課税を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。	実装すべき	実装すべき							
3650	3.6.13.		課税処理保留の機能を有し、課税処理保留したもののについては、課税に計上されないこと。（収納対象から除外する）	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	法令に規定がない事務の取り扱いについて、全体方針を整理したため、要求事項の再精査を予定している。	課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である場合に課税処理を保留することを想定している					
3660	3.6.14.	更正（アラートチェック）	更正処理の際に、業務上、源泉・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装すべき	実装すべき		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。 エラー及びアラートとして、更正処理までに確認可能なチェックも含め実施が必要な団体もある（業務スケジュールや納税の都合で処理実施までにアラート及びエラーの解消ができない状況を想定する）ため、主なエラー及びアラートに含めている。					
3670	3.6.15.	更正日、更正事由	異動事由、異動日、更正日、確定申告日及び通知事由を管理（設定・保持・修正）できること。 ・異動事由：異動登録が必要となった事由 ・異動日：異動登録を実施した日付 ・更正日：異動登録の情報に基づき、更正処理を実施した日付 ・確定申告日：確定申告書の提出がされた日 ・通知事由：通知書に印字する通知事由	実装すべき	実装すべき		更正日、更正事由は、通知内容（通知書への印字情報）や連付加算金の計算等に必要情報となるため、実装すべき機能としている。					
3680	3.6.16.	更正（帳票印刷）	更正結果に基づき、各種通知書（税額変更通知書・納税通知書等）を作成できること 通知書の発送者一覧が出力（紙・データ）できること。	実装すべき	実装すべき		更正処理結果を反映し、通知書の作成に必要な機能であるため、実装すべき機能としている。					
3690	3.6.17.	更正（徴収方法と期割）	個人の所得や税額の変更を行わず、期割（月割）税額及び納期限を変更できること。 納期限については一括又は個別に変更できること。	実装すべき	実装すべき		更正処理による徴収方法や期割、月割額の変更に対応するために必要な機能について、実装すべき機能としている。					
3700	3.6.18.		年度ごとに更正処理時に参照する、変更開始月（又は変更開始期）ごとの納期限を設定できること。	実装すべき	実装すべき							
3710	3.6.19.		期割、月割の計算について、全ての徴収方法で徴収済（又は徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（又は変更開始期）から残りの税額を期割（月割）計算できること。 また、変更開始月（又は変更開始期）が確認できるよう、収納状況を参照できること。	実装すべき	実装すべき							
3720	3.6.20.		通常等により徴収方法に変更があった場合には特別徴収から普通徴収、又は普通徴収から特別徴収へ変更できること（課処理や新規課税の対応のため年金特別徴収に係る変更を含む）。	実装すべき	実装すべき							

項目	検査	機能名称	機能概要	運用前	開発機能表(候補)	備考	要件の考え方・理由	APPLIC(既設)の項目番号(機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
3730	3.6.21.		普通徴収での納期別未分で徴収済の期別は変更せず、変更開始月から残りの普通徴収税額を異動後の特別徴収義務者で期別(月割)計算ができること。	実装すべき	実装すべき							
3740	3.6.22.	更正(異動と期別)	異動元の特別徴収義務者での徴収済月までの期別は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収税額を異動後の特別徴収義務者において期別(月割)計算ができること。	実装すべき	実装すべき		更正処理による徴収方法や期別、月割額の変更に対応するために必要な機能について、実装すべき機能としている。					
3750	3.6.23.		異動元の特別徴収義務者(年金特別徴収含む)での徴収済月までの期別は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収税額を普通徴収において期別計算ができること。	実装すべき	実装すべき							
3760	3.6.24.		一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を指定した月に寄せられること。	実装すべき	実装すべき							
3770	3.6.25.		徴収済月(期)及び変更開始月(期)を任意に指定できること。	実装すべき	実装すべき							
3780	3.6.26.		徴収済月(期)及び変更開始月(期)を任意に指定可能な期間を徴収方法ごとに設定できること。	実装すべき	実装すべき				【疑義事項】 3.6.25.がある上で当該要件が存在する意図(具体例等)をご教授いただきたい。 【要件の修正を検討】 「要件の考え方・理由」に以下の内容を記載し直す(訂でのご意見より作成)。 ＜記載案＞ 一例として、年金特別徴収の徴収済月・変更開始月については、年金受給者への通知の遅延等を考慮し、実際に指定できる月が限られており、任意に指定できずともうと処理し、徴収額等が異なる可能性がある。広くとりすぎると機能として存在する意味がない。 このため、更正の時期により、年金特別徴収は、指定された月以外は選べない等の処理を防止し、実装すべき機能としている。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がいない場合の運用想定及び運用不調の要因)や本機能を利用して想定している運用を具体的に図示してください。	
3790	3.6.27.		当初及び明月を問わず、年金特別徴収の対象が非対象者を任意選択することができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		更正処理等の事前特別徴収による徴収が困難である状況が判明している場合に、特別徴収の対象外とする運用をしている場合に必要となる機能だが、個別に徴収方法を変更する運用も考えられるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
3800	3.6.28.	更正(併用徴収)	普通徴収又は特別徴収対象者を併用徴収対象者とすることができること。	実装すべき	実装すべき		併用徴収の設定、変更に係る機能であり、実装すべき機能としている。					
3810	3.6.29.		普通徴収税額、給与特別徴収税額及び年金特別徴収税額を任意に設定することができること。	実装すべき	実装すべき							
3820	3.6.30.		特別徴収対象者の一部の給与のみを普通徴収とすることができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		別業等により複数箇所から給与支払いを受けている対象者に、給与の一部を普通徴収としたい等の要望に対応する機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
3830	3.6.31.		当初課税時の計算方法と同様に、併用徴収時の税額を算定できること。	実装すべき	実装すべき	2.1.39.及び2.1.40.の定義の通り算定すること。						
3840	3.6.32.		更正があるごとに、均等割を含む控分額を計算し、未到来納期で控分した金額を反映すること。	実装すべき	実装すべき				【要件の緩和を検討・訂検討】 併用時の税額計算は2.1.39.で規定された通りに実施すること3.6.31.に要件化しているため、本要件は不要と考えます。 なお、本要件を必要とする場合は、以下のAPPLIC既設事項について検討を実施します。 【APPLIC既設事項】 ①「更正があるごとに、均等割を含む控分額を計算し、未到来納期で控分した金額を反映すること。」となっておりますが、「均等割を含む控分額」とはどのような値のことでしょうか。 併用徴収の場合の税額計算(機能要件No2.1.39)では、控分による税額計算を行いますので、期別以外に控分の計算が行われることはないと考えております。 「均等割を含む控分額」について訂で詳細を確認し、適切な表現を検討します。 ②「均等割を含む控分額を計算し、未到来納期で控分した金額」について、何をどこに反映するのか理解できませんでした。具体的な例を挙げて、計算方法を標準仕様書に記載して頂きたい。 ③「更正があるごとに均等割を含む控分額について、未到来納期で控分した金額を期別の納税額として反映できること」等の表現の修正を検討します。	必須	左記の対応方針案に記載した確認事項についてご回答ください。 ＜確認事項(以下の2及び3は、本要件を削除不可とされている場合に回答ください)＞ 1.本要件を削除して問題ないか(必要と考えられる場合はその理由)。 2.「均等割を含む控分額」がどのような値を想定されているか。 3.本要件の記載を「更正があるごとに均等割を含む控分額について、未到来納期で控分した金額を期別の納税額として反映できること」に修正して問題ないか	
3850	3.6.33.		普通徴収を行っている者に対して特別徴収を追加し、併用徴収とする場合には、特別徴収及び普通徴収の期別(月割)計算ができること。	実装すべき	実装すべき							
3860	3.6.34.		併用徴収対象者を、普通徴収又は特別徴収のみの課税に変更することができること。また変更後に再度併用徴収にできること。	実装すべき	実装すべき							
3870	3.6.35.		併用徴収から普通徴収のみに変更した場合、普通徴収期別に普通徴収の変更開始月から特別徴収税額の残額を追加した期別税額に変更できること。	実装すべき	実装すべき							
3880	3.6.36.		給与特別徴収、年金特別徴収及び普通徴収を組み合わせた全ての徴収方法(単一・二種及び二種のいずれかへの変更や二種から二種への変更等)に対応できること。	実装すべき	実装すべき	＜徴収方法変更の例＞ ・給与特別徴収対象者に普通徴収又は年金特別徴収の追加 ・普通徴収対象者に給与特別徴収又は年金特別徴収の追加 ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者を普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者への変更(退職等の対応) ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者や普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者の年金特別徴収の停止 ・普通徴収及び年金特別徴収に給与特別徴収の追加(三併用徴収への変更)等						
3890	3.6.37.		併用徴収に関する徴収区分の変更を行ったとき、変更開始月(月)以前の期別(月割)額を変更しないことができること。	実装すべき	実装すべき							
3900	3.6.38.	1	更正(例月)	実装すべき	実装すべき		相続人代表者の指定がない納税義務者に対して、届け出の輸出等の業務の実施に必要な機能について、実装すべき機能としている。 出願書や離職消除については、 団体により発生状況に差異があり、必要性も異なることから、実装してもしなくても良い機能としている。					
3910	2		今回発生処理による通知発達の対象となっている者のうち、出国者・離職消除一覧を作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		出国者や離職消除については、団体により発生状況に差異があり、必要性も異なることから、実装してもしなくても良い機能としている。					
3920	3.6.39.		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・納税義務者の氏名、住所、生年月日、死亡日 ・口座の名簿情報 ・配偶者の有無 ・世帯員の有無 ・相続人指定情報	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、実装してもしなくても良い機能としている。					
3930	3.6.40.		相続人代表者指定後初めて通知書を送信する際に、相続人代表者指定通知書を自動で出力できること。 また、指定通知書の発行履歴を手動で登録及び修正できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		相続人代表者指定通知書をシステム出力することで、効率的な運用となること一定程度期待できるが、印紙を組み合わせることで既許様式への差し込み印刷等の運用も想定されることから、実装してもしなくても良い機能としている。					
3940	3.6.41.	更正時の参考データ照査	全ての項目について選択年度の前年度との比較ができること。	実装すべき	実装すべき		前年度情報や収納情報等の更正時の参考情報として確認が必要な情報の参照に必要な機能を実装すべき機能としている。		【機能要件を修正】 記載を修正します。 ＜修正案＞ 更正時の情報として管理(設定・保持・修正)する全ての項目について選択年度の前年度との比較ができること。	不要		
3950	3.6.42.		締結損失に関して、選択年度以前5年度からの比較ができること。	実装すべき	実装すべき							
3960	3.6.43.		前年度内で通知済みの異動情報について、全ての項目の全課税履歴(最新情報までの経緯)を確認できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		参考情報として確認ができることが望ましいが、画面確認項目が多くなることで、煩雑となる可能性もあり、運用により要否に差異があることが想定されるため、実装することで実装してもしなくても良い機能としている。					
3970	3.6.44.		全ての項目について選択年度以前過去7年度との比較ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3980	3.6.45.		収納情報との比較ができること。	実装すべき	実装すべき							
3990	3.6.46.		更正決定前でも、特別徴収義務者毎に月別の納付額が集計できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		問い合わせの際の参考情報としての算出を想定した機能だが、団体の状況により必要性が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
4000	3.6.47.	生活保護	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、自動的に非課税とすることができること。 また、(1期更正を含め)当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装すべき	実装すべき		1月1日時点の生活保護対象者を非課税とすることは必須であり、自動判定や個別の修正等の正確な課税業務を実現することがするために必要な機能を実装すべき機能としている。					
4010	3.6.48.		不正受給等により、遡って同日改廃となった者について、一覧等の出力やアラート表示による特定が可能となること。 また、該当者がすでに減免済みの場合は減免を取り消すまで、上記の対象者として特定が可能であること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		同日改廃のものについて、減免対象外として、処理されていけばよく、対象を抽出し、確認する運用は必ずしも必要ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能 (稼働)	備考	要件の考え方・理由	APPLIC検証項目の番号 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
4020	3.6.49.		1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、非課税とする対象者について、個別に追加又は取消ができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4030	3.6.50.		個別に生活扶助による非課税対象者の追加又は取消を行ったものについて、非課税に変更又は非課税の取消ができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4040	3.6.51.	租税条約にかかる処理	1月1日現在、租税条約により課税が免除となる者について、(1期更正を含め)当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装すべき	実装すべき	租税条約に係る課税の免除等の対応のために必要な機能であり、実装すべき機能としている。	-	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 全ペンドの回答において、改修規模が大きいペンドが多数 <主なご意見> ・租税条約に係る減免と分ける区分はない。 ・租税条約について、非課税区分のみでの管理	【要件の緩和を検討】 2.1.52.での取り扱いは踏まえ要件を検討します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
4050	3.6.52.		1月1日現在、租税条約により課税が免除となる者について、個別に追加又は取消ができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 全ペンドの回答において、改修規模が大きいペンドが多数 <主なご意見> ・租税条約に係る減免と分ける区分はない。 ・租税条約について、非課税区分のみでの管理	【要件の緩和を検討】 2.1.52.での取り扱いは踏まえ要件を検討します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
4060	3.6.53.		個別に租税条約による課税免除対象者の追加又は取消を行ったものについて、課税免除に変更又は課税免除の取消ができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 全ペンドの回答において、改修規模が大きいペンドが多数 <主なご意見> ・租税条約に係る減免と分ける区分はない。 ・租税条約について、非課税区分のみでの管理	【要件の緩和を検討】 2.1.52.での取り扱いは踏まえ要件を検討します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
3.7. その他更正処理												
4070	3.7.1.	過年度更正	過去8年分の更正 (現年含む) ができること。 過年度の追加課税情報を含めて、更正を行うことができること (課税年度と課税年度を管理すること)。 過年度の増減更正や5年超の減更正については、チェックができること。	実装すべき	実装すべき	現年度を含め、8年分の更正は、法令上対応が必要な期間であるため、過年度更正に必要な機能を実装すべき機能としている。	-	-	-			
4080	3.7.2.		過年度更正が、増額・減額 (税額が変わらないものも含む) の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数に制限なくできること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【疑義事項】 「回数に制限なく」という表現はシステム仕様上望ましい表現ではないと考えます。 ⇒テスト段階でどの程度の更正回数を確認すれば妥当なのか判断できず、性能の妥当性が解明できません。 入力時期の制限なく複数回更正できること、や、税額変更通知書を作成して最低限階級0回以上更正できること、など 妥当性の確認が取れる記載にすべきと考えますがいかがでしょうか。	【要件の修正を検討】 左記のご意見について、他項目では、無制限である記載はあえて明示していない (増額更正できる機能という記載) ことから、本要件からも回数の制限にかかると判断し、本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
4090	3.7.3.		過年度更正について、必要に応じ任意に入力時期の制限をできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	運用上の理由から、法令上必要となる期間とは別に入力制限が必要な場合を想定した機能だが、団体の状況により必要性が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。	-	-	-			
4100	3.7.4.		過年度更正において特別徴収の税額が増加した場合、増額分を自分で普通徴収の繰戻徴収とすることができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4110	3.7.5.		過年度普通徴収を過年度特別徴収に切り替えできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	過年度で退職等により特別徴収から普通徴収に変更になっている場合で、徴収済月を修正する異動届が提出された場合に、特別徴収に異動切り替えることがあるとの団体要望に対応するための機能として、実装してもしなくても良い機能としている。	-	-	-			
4120	3.7.6.		過年度減額を行う場合、現年度課定減、過年度課定減又は滞納繰越課定減のいずれ (重複する場合もあり) になるかを自動で判断し、収納の課定額及び各種帳票に適切に反映できること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【疑義事項】 自動で判断したあとの収納の課定額への反映方法について言及がない。 それぞれどのように扱えばよいかご教示いただけますでしょうか。 また、「各種帳票」は収納業務の帳票のことであれば、収納業務の機能の範囲であるため、削除いただきたい。 過年度減額を行う場合、現年度課定減、過年度課定減又は滞納繰越課定減のいずれ (重複する場合もあり) になるかを自動で判断し、課定額に反映できること、ここでは削除いただきたい。	【要件の修正を検討】 以下のとおり修正します。 <修正案> 過年度減額を行う場合、現年度課定減、過年度課定減又は滞納繰越課定減のいずれ (重複する場合もあり) になるかを自動で判断し、課定額に反映できること、	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
4130	3.7.7.		過年度減額処理を取消した場合に、収納の課定額に適切に反映できること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【疑義事項】 「適切に」について、具体的な例を挙げて、計算方法を標準仕様書に記載して頂きたい。	【訂正】 左記のAPPLIC疑義事項について、表現の修正を検討します。 <修正案> 過年度減額処理を取り消した場合に、収納時に連携し、過年度の収納課定額の減額を取り消せること。	必須	左記の修正案として問題がないかご回答ください。 問題があると考えられる場合は、その理由について具体的に教えてください。	
4140	3.7.8.	強制修正	以下の対象項目について、職種による強制入力ができること、職種による強制入力の場合でも異動履歴 (異動履歴画面でシステムユーザーが確認可能な情報) を想定) 及び操作履歴 (操作ログとしてシステム管理者が確認可能な情報) は残すことができること。 <対象項目> ・月割額 ・月割額当額 ・回数割額 ・翌年仮徴収額 ・滞納額 ・期割額当額 ・年金特徴分期割額 ・年金特徴徴収月 ・均等割の強制課税 ・強制非課税	実装すべき	実装すべき	操作誤り、誤入力があった場合で、システム側の制約により通常入力できない状況の発生を想定した機能であり、対象項目は多くのシステムにおいて対応可能な項目のみに限定して実装すべき機能としている	-	-	-			
4150	3.7.9.		個人の課税情報ごとに課税内容の強制入力 (自動計算によるない直接入力) ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4160	3.7.10.		すべての徴収区分における期割 (月割) 税額を強制入力 (直接入力) することができること、チェックをかけてアラートを表示させることができること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4. 交付												
4.1. 給与特種徴収税額通知発行												
4170	4.1.1.	1	特別徴収税額決定・変更通知書発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者・納税義務者用) (当初・更正分) を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。通知書の発行者一覧が出力できること。	実装すべき	実装すべき	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者・納税義務者用) (当初・更正分) を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。データで一括出力も可能なこと。通知書の発行者一覧が出力できること。	【疑義事項】 4.6.2.に対するご意見 [4.6.2.] 発行で「実装すべき機能/実装してもしなくても良い機能」の両方に記載があったり、 [4.1.3.]/[4.6.2.]/[4.6.2.]/[4.6.2.] と記載が重複している。 「実装すべき機能/実装してもしなくても良い機能」の不整合や、要件の重複がないようにしていただきたい。	【要件の修正を検討】 4.6.2.を削除し、4.1.1.及び4.1.9.に「なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。」を記載します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。	
4180	4.1.2.	2		当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者・納税義務者用) (当初・更正分) を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。データで一括出力も可能なこと。通知書の発行者一覧が出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる (自庁内で印刷する場合は必須ではない) ため、実装してもしなくても良い機能としている。	同上	同上	任意	同上	
4190	4.1.2.		非課税等の通知書 (特別徴収義務者用) の対象者を抽出できること。 また、全対象者が非課税の事業所に対する税額通知書の作成について、作成対象から除外するを選択できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	-	-	-	-			
4200	4.1.3.		税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書 (納税義務者用) を一括発行するかどうか、指定できること。	実装すべき	実装すべき	-	-	【疑義事項】 税額等の変更がないものの出力有無を選択できる機能と捉えたいです。 一つの事業所で異動したのが該当者だけだった場合、発行するを選択すると、4.1.4.により特別徴収義務者用は出力されないことになり、問題ないでしょうか。 【訂正】 左記のAPPLIC疑義事項について検討を実施します。	【訂正】 左記のAPPLIC疑義事項について検討を実施します。	必須	現行の標準仕様では、一つの事業所で異動したのが該当者だけだった場合、発行するを選択すると、4.1.4.により特別徴収義務者用は出力されないことになり、問題ないでしょうか。 APPLICご指摘の通り、発行の運用で、特別徴収義務者用を出力する状態とされている場合に、納税義務者用のみを出力とする状況で、通知書発行とは別に宛名票の帳票を用意することが許容できるか、運用想定を含めてご回答ください。	
4210	4.1.4.		事業所ごとの税額、期割月割額及び徴収区分の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書 (特別徴収義務者用) は一括発行の対象外となること。	実装すべき	実装すべき	-	-	-	-			
4220	4.1.5.		事業所情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	事業所情報の送付希望の管理に係る機能と同様に、詳細な送付希望の管理は、事業者要望に対して、柔軟に対応することを目的とした機能であり、対応の可否が団体により異なることが想定されるため、実装してもしなくても良い機能としている。	-	-	-			
4230	4.1.6.		新規非課税者の特別徴収税額決定通知書 (納税義務者用) は更正処理に基づく一括発行の対象外とするかを選択できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	更正処理時に新規非課税者の特別徴収税額決定通知書 (納税義務者用) を送付していない団体に対応するための機能として、実装してもしなくても良い機能としている。	-	-	-			
4240	4.1.7.		同一事業者に対して発行する、特別徴収義務者用の通知書について、期前処理での個別発行 (即時処理とせず) 例月処理の対象とする受給者分は更正前の情報で出力し、例月処理時の一括発行 (例月処理時に即時処理した分は通知書として反映した情報で出力) でそれぞれ出力できること。 また、更正通知の出力時点で金額変更がない納税義務者分を出力対象外とする。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	納税義務者①～⑤が所属するA社の税額通知書出力する際に、①は即時処理で更正し、②は次の例月処理で更正する予定であった場合に、以下の取り扱いとなることを定義している。 ・即時処理での個別発行 ①更正後の内容を通知に反映、②更正前の内容を通知に反映、③から⑤前回送付時と変更なし ・例月処理での一括発行 ①更正後 (即時処理時と同一) の内容で通知に反映、②から⑤前回送付時と変更なし	-	-				
4250	4.1.8.	1	システム出力日とは別に発送日を管理できること。 発送日を課税決定日として管理 (設定・保持・修正) できること。	実装すべき	実装すべき	課税システム出力日より、納税通知書と税額変更通知書ごとに印刷から発送までに日数異なる場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価 (実装可否に対するご意見)】 全ペンドの回答において、改修規模が大きいペンドが多数 <主なご意見> ・発送日を管理する機能はない ・発送日を課税決定日として管理 (設定・保持・修正) できない ・システム出力日を管理できない	【要件の緩和を検討】 各社の対応状況を確認し、要件を取り下げます。 (各社の対応困難とする要因が異なるため修正は困難) なお、本要件にて実現したい内容 (住民への通知前に他業務に決定した税額等の課税情報を連携しないこと) は4.6.1.に規定しているため問題ない考えです。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由 (本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等) や本機能を利用して想定している運用を具体的に回答ください。		
4260	4.1.8.	2	発送日通知書の情報ごとに任意に変更ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	業務スケジュールにより、納税通知書と税額変更通知書ごとに印刷から発送までに日数異なる場合に対応するため、実装してもしなくても良い機能としている。	-	-	-			

項目	区分	機能名称	機能要件		備考	要件の考え方・理由	API/DB/画面/印刷の番号 (機能)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
			運用前	開発機能版 (候補)							
4770			所得のみの出力など、全項目証明と一部項目証明(控除情報なし)を選択できること。	実装すべき	実装すべき	出力を選択する項目は、帳票出力項目定義に規定した通りとする。					
4780		当日発行	個別に申告情報登録、照査決定等の対応をした場合(当日申告又は当日照査を想定)でも、即時に証明書の発行ができること。	実装すべき	実装すべき						
4790		証明書再発行	証明書の再発行ができること。 ※再発行とは、証明書を再度、印刷(同一人物に対して同一種類の証明書を複数回印刷)することをいう。	実装すべき	実装すべき						
4800		出先機関への出力	本庁舎から出先の窓口で証明書を発行できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	本庁舎とは別に出張所や支署がある場合に必要となる機能として、実装してもしなくても良い機能としている。					
4810			出先機関の窓口でも証明書は発行できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い						
4820		発行禁止・警告	年度ごとに処理注意者の設定ができること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 また、翌年度以降も自動で引き継ぐことができること。	実装すべき	実装すべき	発行すべきではない対象者に誤って発行することを防ぐため、発行禁止・警告の制御に必要な機能を実装すべき機能としている。 発行禁止の事由を含めた管理を実施している場合に必要となる機能だが、全ての団体に管理を必須としている情報ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。	【疑義事項】 実装すべき機能に「一定の条件」とありますが、どのような条件を想定されているかご提示いただけますでしょうか。	【要件の修正を検討】 以下のとおり、記載を修正します。 ＜修正案＞ 年度ごとに処理注意者の設定ができること。 証明発行時に処理注意者の設定に基づき、警告メッセージを表示できること。 また、翌年度以降も自動で引き継ぐことができること。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
4830			処理注意者の設定事由(未申告者・返戻者等)を登録できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	発行禁止の事由を含めた管理を実施している場合に必要となる機能だが、全ての団体に管理を必須としている情報ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。					
4840			警告メッセージには事由及び備考記載内容を表示し、どのような理由で中止されているかの場で判断できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	警告の表示については、画面要件であるため原則検討対象外となるが、詳細確認が必要となる団体があり、業務影響が大きいことも考慮し、実装してもしなくても良い機能としている。					
4850			被扶養者の推定特定に該当する場合は、発行できない制御ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	被扶養者の推定特定に該当する者への証明発行に際して、実印の確認を合わせて実施している場合に必要となる機能であり、実装してもしなくても良い機能としている。					
4860			個人ごとの処理注意者設定解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜ご意見＞ 機能がない	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
4870		発行	課税情報に基づき、課税及び非課税の別を判断の上、適切な証明書を発行できること。	実装すべき	実装すべき	各種証明書の発行の際に特に考慮が必要な条件等について詳細化した機能を実装すべき機能としている。					
4880			課税項目時点の世帯員の課税情報と証明書の発行可否と、発行できない場合はその理由を把握できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	住民等からの問い合わせ時に本人と合わせて世帯員の状況の確認が必要となる場合に必要機能だが、問い合わせの発生状況により要否が異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
4890			新年度の課税証明書について、照査決定(通知書発布)がまだされていない場合は、発行できないよう制御できること。	実装すべき	実装すべき						
4900			更正入力後、照査決定(通知書発布)がまだされていない場合、アラート表示(変更前の内容で発行して良いか)することができるとのこと。	実装すべき	実装すべき						
4910			証明書の項目について、発行前にシステムで管理する情報を更新することなく書き換えて発行することができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 システムで管理する情報を更新することなく書き換えて発行について、所得や税額を書き換えてもよいのでしょうか?書き換えてよいもの、書き換えてはいけないものを標準仕様書に記載して頂きたい。 納税証明書は金額の書き換えを可としますが、課税証明書については不可とする仕様がないと考へます。 所得や税額を書き換えはシステム化せず、厳格な手続きを行い、人間系(手書き)で対応するの良しと考へます。	【訂誤】 所得や税額を書き換えること、手書き運用の前提としても問題がないかを再度確認します。 手書き運用の前提とすべきの場合は、書き換え不可の項目として、所得、税額等の金額を指定します。 手書き運用の前提とすべきでない場合は、修正なしとします。	必須	所得や税額を書き換えること、手書き運用の前提を許可可能かを ご回答ください。 なお、手書き運用の前提を許可できない場合、業務運用上、システムから出力すべき理由について、併せてご回答ください。	
4920			証明書の項目について、発行前に氏名及び住所の修正ができること。	実装すべき	実装すべき						
4930			未申告の場合は発行できない制御ができること。	実装すべき	実装すべき						
4940			自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者に対しても証明書(非課税)を発行できること。	実装すべき	実装すべき						
4950			氏名については外国人の住民基本台帳登録上の氏名・英字表記・通称名・併記名の選択ができること。	実装すべき	実装すべき						
4960	4.6	発行情報管理	税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、連携を可とする時点と各種通知書システムからの出力日の経過後とするか、発送日(発行日)の経過後とするかを選択できること。	実装すべき	実装すべき		【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜ご意見＞ 現状は決裁済での連携 ・課税決定という処理を通知書印刷とは別に実施 【疑義事項】 通知書の発布に関わらず、マスタ確定時点でデータとしては決裁されたものと考えます。 例えば税額に変更のない更正や非課税の場合は通知書の発布がされない場合もありますので (機能要件4.6.2参照) 実装すべき機能は更正時点(即時)実装してもしなくても良い機能は通知書出力日とするか発送日経過後とするかの選択とすべきではないでしょうか。	【要件の緩和を検討】 限定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。 また、以下のとおり、要件を修正します。 ＜修正案＞ 税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、通知書の発行対象分については、連携を可とする時点を各種通知書システムからの出力日の経過後とするか、発送日(発行日)の経過後とするかを選択できること。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
4970		発行	各種通知書の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や以下の条件により一括発行対象から除外するか選択できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【共通】 ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。 【特別徴収通知】 ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。ただし、転勤による変更又は新規非課税事業所にも特別徴収通知を発行する ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 【普通徴収通知】 ・当初課税時だけでなく、随時更正時でも普通徴収税額に変更のなかった場合は一括発行の対象外とできること(徴収方法の変更の場合は、普通徴収が変わるため納通を発行できること、選付額が発生又は変更になった場合は発行できること)。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。	実装すべき	実装すべき	一括で通知書発行する場合に、通知の送付が必要な対象分の発行を制御するために必要な機能を実装すべき機能としている。 団体により対応の要否が異なることが確認できた条件については、実装してもしなくても良い機能としている。	【疑義事項】 【4.6.2】発行で「実装すべき機能/実装してもしなくても良い機能」の両方に記載があったり。 【4.1.3 / 4.1.6 / 4.2.6 / 4.2.7】と記載が重複している。 【実装すべき機能/実装してもしなくても良い機能】の不整合や、要件の重複がないようにしていただきたい。	【要件の修正を検討】 4.6.2を削除し、4.1.1及び4.1.3に「なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。」を追加します。	任意	左記の対応方針案とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
4980			各種通知書の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や以下の条件により一括発行対象から除外するか選択できること。 ＜一括発行の除外条件＞ 【特別徴収通知】 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 【普通徴収通知】 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	団体により対応の要否が異なることが確認できた条件については、実装してもしなくても良い機能としている。	同上	同上	任意	同上	
4990	5.1	扶養扶養への届書	扶養情報等(戸籍照会等含む)に係る照会対象者を任意の条件(暫外の被扶養者、疎隔及びひとり親)を指定し、抽出できること。	実装すべき	実装すべき	正確な課税情報の実施のため照会対象者の把握に必要な機能を実装すべき機能としている。 照会対象(候補)者として把握が必要な対象については、団体ごとに詳細な条件が異なることから、把握できた条件については、実装してもしなくても良い機能としている。					
5000			扶養情報等(戸籍照会等含む)に係る照会対象者を任意の条件(扶養情報照会要否、扶養情報照会実施、同一世帯計帳簿、所得金額照会照会対象照会等、他団体294条課税金、障害及び他市町村で住外課税されている被扶養者)を指定し、抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	照会対象(候補)者として把握が必要な対象については、団体ごとに詳細な条件が異なることから、把握できた条件については、実装してもしなくても良い機能としている。					
5010			扶養情報照会の要否(照会対象者の抽出時に利用する情報)を設定できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い						
5020			扶養情報照会実施(未実施又は実施済み)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い						

項目	区分	機能名称	機能概要	運用前	開発機能(候補)	備考	要件の考案方・理由	APPLIC確認済機能の届番号(届出)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
5030	5.1.4.	所得情報照会	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件(区外の被扶養者等)により抽出できること。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 5.1.5.に対するご意見 実装してもしなくても良い機能に「管外」とありますが、5.1.4.には「区内」と記載されています。 「管外」と「区内」は表記ゆれとの認識で間違いないでしょうか。	【機能要件を修正】 「管外」に表記を統一します。	不要		
5040	5.1.5.		所得情報等に係る照会対象者を任意の条件(管外の被扶養者及び個人番号判明者等)により抽出し、住基OSへの一括照会データを出力できること	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5050	5.1.6.	照会対象者抽出	前年課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件を指定し、抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・前年課税実績があり給与支払報告書の提出があったもの(退職給付支払報告書以外)で当年度未申告者 ・前年度特別徴収実績があり、現年度給与収入がない対象者のいる事業者	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5060	5.1.7.	1	各種取調資料に記載された情報から照会対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・被扶養者が不明 ・被扶養者について、特定済かつ課税期日前に転出済 ・被扶養者の障害情報が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明 ・同一生計配偶者の障害情報が不明 ・被扶養者の所得が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者の所得が不明 ・管外の被扶養者の障害情報が不明	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・機能が不明	【APPLIC確認】 本機能の目的を達成可能な代替機能について確認します。 ・抽出条件に整理した調査、照会対象者の把握 ・対象者への調査、照会実施時の対象者情報の出力	保留		
5070	2		各種取調資料に記載された被扶養者が不明の対象者を、国外居住扶養親類と区分して抽出できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5080	5.1.8.		同一生計配偶者について、特定済かつ課税期日前に転出済の対象者を抽出できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・機能が不明	【APPLIC確認】 本機能の目的を達成可能な代替機能について確認します。 ・抽出条件に整理した調査、照会対象者の把握 ・対象者への調査、照会実施時の対象者情報の出力	保留		
5090	5.1.9.		給与支払報告書に記載された情報から照会対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・被扶養者が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明 ・被扶養者の所得が不明 ・控除対象配偶者の所得が不明	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・機能が不明	【APPLIC確認】 本機能の目的を達成可能な代替機能について確認します。 ・抽出条件に整理した調査、照会対象者の把握 ・対象者への調査、照会実施時の対象者情報の出力	保留		
5100	5.1.10.		同一人を扶養親類として申告している複数の納税義務者(被扶養者の重複)を重複照会の対象者として抽出できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞	【APPLIC確認】 本機能の目的を達成可能な代替機能について確認します。 ・抽出条件に整理した調査、照会対象者の把握 ・対象者への調査、照会実施時の対象者情報の出力	保留		
5110	5.1.11.		同一人を扶養親類として申告している複数の納税義務者(被扶養者の重複)が給与特別徴収義務者の対象者の場合は、特別徴収義務者ごとに重複照会の対象者を抽出できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞	【APPLIC確認】 本機能の目的を達成可能な代替機能について確認します。 ・抽出条件に整理した調査、照会対象者の把握 ・対象者への調査、照会実施時の対象者情報の出力	保留		
5120	5.1.12.		以下の条件に該当する対象者を抽出できること。抽出結果では、どの条件に該当したかも確認できること。 ＜抽出条件＞ ・外籍から取り込んだ本人の障害者情報と確定申告書の本人障害の情報が不一致 ・給与支払報告書に障害者控除のみ人数が記載されている ・給与支払報告書に記載されている障害者控除にかかる情報に問題はないが、登録済みの課税情報等の障害者情報と区分が不一致	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5130	5.1.13.		被扶養者が不明の場合の照会文書(納税義務者宛・特別徴収義務者宛)を出力できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・機能が不明	【要件の緩和を検討】 固定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
5140	5.1.14.		被扶養者が重複している場合の照会文書(納税義務者宛)を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		照会対象者(送付先を含む)を抽出し、システム外での印刷(差し込み印刷等)による対応とする運用もあることから、照会文書の発行については、実装してもしなくても良い機能としている。					
5150	5.1.15.		被扶養者の所得が不明の場合の照会文書(被扶養者が管内の居住者の場合は本人宛、管外の場合は居住地の団体宛)を出力できること。	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・機能が不明	【要件の緩和を検討】 固定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
5160	5.1.16.		控除対象配偶者が不明の場合の照会文書(納税義務者宛・特別徴収義務者宛)を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5170	5.1.17.		控除対象配偶者の所得が不明の場合の照会文書(他団体宛)を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5180	5.1.18.		繰越処理や差額計算の結果、前年度住民登録がない場合は、前住所へ照会文書が作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		繰越等があるもので、前年度住民登録がないものについて、前年度の課税情報等の確認のため、前住所の課税団体に照会を実施している団体もあるため、実装してもしなくても良い機能としている。	【疑義事項】 「差額計算」それぞれについて、何の処理のことなのかご教示ください。	【要件の修正を検討】 共通要件での検討状況を把握しました。 ＜修正案＞ 確定申告の損失額に係る繰越があるものうち、前年度住民登録がない場合は、前住所へ照会文書が作成できること。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
5190	5.1.19.		情報提供WSへ一括照会データを出力できること。 ＜照会対象＞ ・重複扶養該当者の照会 ・障害情報に係る照会(障害非該当者、障害情報が不明の対象者) ・所得に係る照会(所得超過者、所得が不明の対象者)	実装すべき	実装すべき			【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 ＜主なご意見＞ ・一括照会の機能が不明 ・一部の照会情報については、個別照会機能のみ	【要件の緩和を検討】 固定機能版については、「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
5200	5.1.20.		情報提供WSにより一括照会した所得情報について、照会結果データを取り込み、照会結果リストを一括で作成すること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5210	5.1.21.		死亡者のうち、継承人が設定されていない者を抽出し、照会通知等が作成できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5220	5.1.22.	送付先団体登録	照会に伴う送付先団体情報(郵便番号、地方団体所在地、地方団体名称及び市税事務所名称)を地方団体ごとに複数登録できること。照会文書を出力する際は、被扶養者の住所より送付先の地方団体が自動で抽出され、該当する地方団体の送付先から宛先を選択できること。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 照会に伴う送付先団体情報(郵便番号、地方団体所在地、地方団体名称及び市税事務所名称)を地方団体ごとに複数登録できること。など、団体情報の管理に関する記載があります。個人住民税だけでなく団体への照会が発生する業務はあると考えます。税共通で管理すべき内容かと思いますがいかがでしょうか。	【要件の緩和を検討】 共通要件での検討状況を把握しました。 共通要件1.1.2で役場マスタの管理を定義しているが、地方団体ごとに複数の定義は明記していないこととです。 また、実装としては役場マスタのようなマスタ(製品指定はしていない)を管理する前提となる想定であり、当該マスタには本庁舎の住所だけでなく出先事務所も登録されているため、実質的には運用可能と判断しています。 また、マスタに無い出先事務所は自治体ごとに送付先を設定(追加登録)して送付することも可能とのことです。 このため、個人住民税の要件としては不要(削除)とします。	任意	左記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の要因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的に伺ってください。	
5.2. 他団体等からの照会												
5230	5.2.1.	各種照会への回答	他団体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した照会書等が作成できること(過年度分も含む)。 また、回答した書類の履歴が残り、後で確認することができるようにすること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		原則は、情報連携による照会とするため、実装してもしなくても良い機能としている。					
5240	5.2.2.	税務署への情報提供	国税連携等の所得税額と個人住民税システムで計算した所得税額が異なる対象者の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象者を抽出できること。	実装すべき	実装すべき		国税連携システム経由での税務署への情報提供に必要な機能について、実装すべき機能としている。					
5250	5.2.3.		国税連携システムで送付する扶養是正情報等データを作成できること。	実装すべき	実装すべき							
5260	5.2.4.		扶養是正情報等データは、各税務署管轄ごとに出力されること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5270	5.2.5.		国税連携システムで送付する扶養是正情報等データの作成に必要な情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、登録されている情報を基に、扶養是正情報等データを一括で作成できること。	実装すべき	実装すべき							
5280	5.2.6.		相続税法第58条に準じて、税務署への通知が必要な死亡者の課税情報等データを出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		住民記録情報や戸籍情報を主とする部門で対象者を出力し、税務署に情報提供が必要な情報を税務担当が確認する運用も考えられることから、実装してもしなくても良い機能としている。					

項目	検査	機能名称	機能要件	運用前	開発機能表(要件)	備考	要件の考案方・理由	APPL/DB課取組計画の担当者(職名)	対応方針	回答要否	確認事項詳細	回答
6. 運用・設計												
6.1. 運用機能												
5290	6.1.1.	設定処理	当初賦課処理は、設定処理を一括で行うことができること。また、当初課税後の更正処理では、設定処理を一括又は即時で行うことができること。	実装すべき	実装すべき		設定処理に必要な機能を実装すべき機能としている。					
5300	6.1.2.		当初賦課処理、当初課税後の更正処理する際に、書面上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。 <主なエラー及びアラート> ・前回と処理時と設定処理結果の差異が大きく不整合が疑われるもの	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5310	6.1.3.		税額計算後の課税データ(申告支援システムデータ)を取り込み、取り込んだ情報を基に設定処理ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		申告支援システムの有無や申告支援システムの利用範囲が団体により異なるため、実装してもしなくても良い機能としている。					
5320	6.1.4.	統計資料作成	次年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の課税額試算結果(課税シミュレーション結果)を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		次年度の予算編成については、税務部門での業務範囲ではない団体もあることから、税務システムとしては、実装してもしなくても良い機能としている。					
7. 賦課情報管理												
7.1. 課税情報管理												
5330	7.1.1.	課税(課定)情報受渡	収率納業務と連携し、課税(課定)情報(更正処理時の異動情報を含む)を受け渡すことができること。 月次処理一括で日次処理の場合は個別に連携ができること。 受渡情報には年次特別徴収の翌年度徴収額、配当額・株式譲渡所得額の還付額及び配当額・株式譲渡所得額の控除額、控除不足額及び充当額、控除不足額の均等割への充当情報(充当、還付、充当取消及び返納)、納期特例情報並びに退職所得も含むこと。	実装すべき	実装すべき		課税情報の収率納業務への連携するために必要な機能であり、実装すべき機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・通知情報の連携はしていない ・「配当額・株式譲渡所得額の還付額及び配当額・株式譲渡所得額の控除額、控除不足額、控除不足額の均等割への充当情報(充当、還付、充当取消及び返納)、退職所得」に未対応	【保留】 以下の情報について最終前での可否を確認します。 年次特別徴収の翌年度徴収額、配当額・株式譲渡所得額の還付額及び配当額・株式譲渡所得額の控除額、控除不足額及び充当額、控除不足額の均等割への充当情報(充当、還付、充当取消及び返納)、退職所得	保留		
8. 検索												
8.1. 検索												
5340	8.1.1.	検索対象	個人住民税に係る課税情報(個人、世帯、事業所、特別徴収義務者の基本情報、宛名情報、口座情報、基礎年金番号、課税資料(課税メータデータ含む)及び課税情報等)及び異動履歴(帳票発行履歴及びメモを含む)、過年度情報を照会できること。	実装すべき	実装すべき		登録されている情報の参照、更新の際に必要な検索機能を実装すべき機能としている。					
5350	8.1.2.	1	下記の検索項目での検索ができること。 <検索項目> ・氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人漢字名、併記名) ・旧姓(カナ・漢字・アルファベット、外国人漢字名、併記名) ・事業所名(カナ・漢字・アルファベット) ・課税対象となる年度 ・生年月日 ・性別 ・住所(現住所、課税期日住所) ・旧住所 ・住居番号 ・通知番号 ・個人番号 ・法人番号 ・事業所の指定番号 ・特別徴収の税額決定通知書で使用している宛名番号 ・eTAXの納税者ID ・課税資料番号 ・口座番号 ・口座名義人(カナ) ・住民区分(住居内・住居外・日本人・外国人) ・課税資料(資料番号・資料名)	実装すべき	実装すべき		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを実装してもしなくても良い機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 全ベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> 以下の項目に未対応。 ・旧住所 ・通知番号 ・eTAXの納税者ID ・住居区分(住居内・住居外・日本人・外国人) ・氏名(アルファベット、外国人漢字名、併記名) ・旧姓(アルファベット、外国人漢字名、併記名) ・性別 ・旧住所 ・eTAXの納税者ID ・口座番号 ・口座名義人(カナ) ・課税資料(資料番号・資料名)	【要件の修正を検討(疑義事項)】 「資料番号」に表現を統一します(検索項目から「課税資料番号」を削除)。	不要		
5360	2		下記の検索項目での検索ができること。 <検索項目> ・旧事業所名(カナ・漢字・アルファベット) ・電話番号 ・支店名 ・郵便番号 ・業種 ・店舗名	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを実装してもしなくても良い機能としている。					
9. その他												
9.1. その他												
5370	9.1.1.	異動履歴管理	各種基本情報、課税情報等の異動履歴(オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む)情報を管理(データ更新時自動登録及びシステム画面での参照)ができること。 また、決裁(発行、収納反映)前など、一定の条件下において、該操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。	実装すべき	実装すべき		台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として、実装すべき機能としている。	【実現性評価(実装可否に対するご意見)】 小規模団体向けの製品を開発するベンダの回答において、改修規模が大きいベンダが多数 <主なご意見> ・各種基本情報一定の条件下において、該操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること未対応	【要件の緩和を検討】 既定機能については、「また、決裁(発行、収納反映)前など、一定の条件下において、該操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。」の範囲を「実装してもしなくても良い機能」とします。	任意	忘記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の原因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
5380	9.1.2.	同一人物の関連付け	同一人物が複数登録されている場合(住居外課税の対象者が転入し、住民登録された場合等)に、関連付けて同一人物の情報として管理できること。 なお、同一人物を関連付けた場合、紐づけ先の宛先(現住所又は送付先)を優先すること。	実装すべき	実装すべき			【疑義事項】 【9.1.2】同一人物の関連付け、【9.1.4】同一事業所の関連付け がありますが、住民登録者の要件ではなく、税務共通要件【1.1.2】に同様の要件があるため民税からは削除すべきと考えます。	【要件の緩和を検討】 共通要件での検討状況を確認しました。 共通要件では1.1.2で同一人物の抽出と関連付けを定義しており、1.1.2では事業所に触れていませんが、税務システムにおける住居、住居外等、法人を対象とした宛名管理に対する要件であると1.1.1で揃っているため事業所も含まれる整理とこのことでこのため、個人住民税の要件としては不要(削除)とします。	任意	忘記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の原因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
5390	9.1.3.	被災地の納期限延長・再設定	大規模災害があった場合に、被災地を指定して一括で納期間の延長・再設定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
5400	9.1.4.	同一事業所の関連付け	同一事業所(特別徴収義務者)が複数登録されている場合(事業所合併等により2つ以上の事業所が1つになった場合等)に関連付けて、同一の事業所として管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		同一事業所を複数登録する運用としている団体で必要となる機能であり、全ての団体で必要となる機能ではないため、実装してもしなくても良い機能としている。	【疑義事項】 【9.1.2】同一人物の関連付け、【9.1.4】同一事業所の関連付け がありますが、住民登録者の要件ではなく、税務共通要件【1.1.2】に同様の要件があるため民税からは削除すべきと考えます。	【要件の緩和を検討】 共通要件での検討状況を確認しました。 共通要件では1.1.2で同一人物の抽出と関連付けを定義しており、1.1.2では事業所に触れていませんが、税務システムにおける住居、住居外等、法人を対象とした宛名管理に対する要件であると1.1.1で揃っているため事業所も含まれる整理とこのことでこのため、個人住民税の要件としては不要(削除)とします。	任意	忘記の対応方針とした場合に運用が不可となる等、業務に致命的な影響がある場合、その判断理由(本機能がない場合の運用想定及び運用不可の原因等)や本機能を利用して想定している運用を具体的にご回答ください。	
5410	9.1.5.	メモ情報管理	各種基本情報として登録したメモ情報について、重要度を設定して管理(設定・保持・修正)できること。	実装すべき	実装すべき		各種基本情報で設定したメモ情報にかかる共通の機能として、実装すべき機能としている。					
5420	9.1.6.		個人単位(経年)で管理するメモについて、再転入時に転出前のメモ情報の紐づけもできること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		再転入時に転出前のメモ情報について引継ぎが必要な情報は限定的であることから、再転入後に個別登録も可能なため、実装してもしなくても良い機能としている。					
課税計算への追加機能												
課税要件												